

2007. 12

독도연구 2007-07

안용복 사건에 대한 검증

安龍福事件に対する検証

2007. 12

박 병 섭

朴 炳 涉



한국해양수산개발원
KOREA MARITIME INSTITUTE

安龍福事件に対する検証

はじめに

時々、歴史上の人物評価が日本と韓国で大きく食いちがう場合がある。安龍福は間違いなくその一人である。韓国では安龍福を独島の守護者として英雄視する傾向が強いのに反し、日本では彼を犯罪者と見るにとどまらず、彼の一連の供述を虚構と誇張に満ちたものと評価しがちである。また、ある日本人研究者は安龍福を「諸悪の根源」とまで酷評した。

そうした評価の激しい落差の背景には、両国の民族感情が色濃く反映している。本来、歴史の真実は一いつなので、両国の歴史書を照合して慎重に安龍福事件を分析すれば、双方の評価の歩み寄りも可能である。

安龍福に関する資料は、彼の活動した舞台が主として日本であったので、かつての鳥取藩や対馬藩に多く残された。しかし、それらの資料の解読は韓国人にとって骨の折れる作業なので、充分活用されているとは言いがたい。この点、本研究はそれらの資料を精読し、安龍福事件の検証を綿密に行っている。この研究が日韓研究者間に横たわる見解の断絶を埋めることに貢献することを期待する。

2007年12月

韓国海洋水産開発院
院長 李正煥

目 次

ABSTRACT.....	i
要 約.....	v
第1章 序論.....	1
1. 研究の必要性と目的.....	1
2. 研究範囲と資料.....	5
3. 研究方法および先行研究との差別.....	12
第2章 安龍福連行事件当時の于山島認識.....	13
1. 朝鮮史書に書かれた于山島.....	13
2. 日本史書に書かれた于山島.....	15
3. 「ブルンセミ」の解釈.....	19
第3章 安龍福の第1次渡日事件.....	23
1. 安龍福の鬱陵島への渡航.....	23
2. 安龍福が近くで見た竹島＝独島.....	27
3. 隠岐国での安龍福.....	29
4. 鳥取藩での安龍福.....	30
5. 朝鮮史書がみた安龍福連行事件.....	33
6. 安龍福は江戸へ行ったか？.....	35
7. 長崎での安龍福.....	38
8. 対馬藩での安龍福.....	40

第4章 「竹島一件」交渉	42
1. 「竹島一件」交渉の開始	42
2. 「竹島一件」交渉の転換	46
3. 「竹島一件」交渉の解決	48
第5章 安龍福の第2次渡日事件	51
1. 鬱陵島への渡航	51
2. 隠岐國への渡航	54
3. 鳥取藩への渡航	56
第6章 安龍福事件の影響	63
1. 鬱陵島問題の顕在化	63
2. 鬱陵島の見直しと竹島＝独島の公式確認	63
3. 「竹島一件」交渉に転機	64
4. 于山島認識の定着	65
第7章 今後の課題と結び	66
1. 安龍福の第2次渡日の目的	66
2. 仮説; 安龍福の鬱陵島渡航は3回以上	68
3. 安龍福と朝鮮史書の信頼性	70
付 録	
鳥取藩職制表	73
安龍福関連年表	81

表目次

<表 1> 日本の史料一覧表.....	7
---------------------	---

図目次

<図 1> 安龍福、第1次渡日行程.....	27
<図 2> 安龍福、第2次渡日行程.....	54

ABSTRACT

The interpretation of the Ahn Yongbok Incident has been a divisive issue between Korea and Japan. This study is an investigation into the significance and consequences of the Ahn Yongbok Incident based on both Korean and Japanese historical accounts.

In the spring of 1693 (the 19th year of the reign of King Sukjong) Ahn Yongbok and his cohort went fishing in the abundant waters of the island Ulleungdo. Certain Japanese boatmen from the Oya family of the Tottori domain had gone fishing there as well, and the Koreans Ahn Yongbok and Pak Eodun were both apprehended and taken to Tottori, Japan for questioning. This was the first time Ahn Yongbok is recorded as having gone to Japan. At that time the Oya and Murakawa families had been granted permission from the Shougunate at Edo to travel across the waters to Ulleungdo, which they called Takeshima island.

On the way to Tottori, Ahn Yongbok and his associate were also investigated by officials from Oki domain. They interrogated the Koreans as to their identities and their reasons for going to Ulleungdo. All of the identity certificates of the Koreans were recorded. When the Koreans arrived at Tottori, they were again interrogated.

Ahn Yongbok's treatment by the officials of Tottori province at Tottori domain were recorded into the Hikaechou or Goyounin-niki records. According to these records, the Tottori officials, through urgent communications requested the Edo government to take measures to prevent Koreans from going to Ulleungdo any further. The Shougunate government approved this request, and ordered the Tottori officials to send Ahn Yongbok to the Nagasaki magistrate's office (bugyousho) so that he can be sent back to Korea. This is the version of the incident that is widely held in Japan today.

According to Shin Yongha who is a Korean representative researcher of the Dokdo issue, the governor of Houki province sent Ahn Yongbok to the Shougunate at Edo.

After questioning Ahn Yongbok, the Shougunate ordered the governor of Houki to certify that “Ulleungdo is not Japanese territory,” and then sent Ahn Yongbok back to Korea via Nagasaki and Tsushima. The author of this study has carefully examined the Japanese documents and has concluded that this version of events is not correct.

On his return to Korea, Ahn Yongbok was interrogated at Nagasaki and Tsushima. Records there show that Ahn Yongbok said that he saw what Koreans today call Dokdo Island. At that time, the Oya and Murakawa families both sent their boats out to Takeshima (Ulleungdo) occasionally, and Matsushima (Dokdo) would be as a signpost for the way there; they would even do a bit of fishing there.

The Ahn Yongbok incident was the starting point for diplomatic negotiations surrounding territorial rights to Ulleungdo between the Korean government and Tsushima domain, which the Japanese refer to as “The Takeshima Affair” (Takeshima Ikken). Before these diplomatic negotiations, Tsushima had surveyed Ulleungdo. There is one document in the surveys worth noting in connection with this study. There was said to be an island called Burunsemi, which could be faintly seen from the northeastern part of Ulleungdo. This matches up with Ahn Yongbok’s testimony. He said that he himself had never been there, but that there was a large island off the northeastern part of Ulleungdo called Usando. This island is in a slightly different direction from Dokdo, but this is what Tagawa Kouzou, former Japanese government consultant on Takeshima, interpreted as being “Liancourt Rocks”(Dokdo).

Thus, there were many things in Ahn Yongbok’s testimony worth noting. To what extent this testimony played an important role in the negotiations on the Takeshima affair the author determines by examining the historical documents from both countries. It becomes clear that Ahn Yongbok’s testimony was a factor in the modification of the Korean government’s stance toward Japan. Until that point the government, in order to avoid friction, responded as though Takeshima and Ulleungdo were 2 different islands. But as negotiations continued, the government changed its former position, citing relevant parts of

Ahn Yongbok's testimony, and insisted firmly that Takeshima was Ulleungdo and therefore Korean territory. This brought Korean talks with Tsushima to a halt, and the Japanese side also changed their position. By 1696, it had become clear to the Shogunate government, by their own investigations, that Takeshima did not belong to the Tottori domain, and the Shogunate prohibited Japanese persons from traveling there. Here the ambitions of Tsushima domain were capped.

Immediately after, Ahn Yongbok went to Japan for the second time. According to his statement, he met with the Japanese again. He not only chased the Japanese from Ulleungdo but chased them to Matsushima and rebuked them saying, "Matsushima is really Jasando island, which is Korean territory, but you dare to even live there?"

But in 1696 there is no record in Japan of Japanese fishermen crossing to Ulleungdo. Also there is no record whatsoever that Ahn Yongbok met with Japanese people in the documents of the Murakami family which contains the interrogation Ahn Yongbok received at Oki province. Yet in the same documents it could be said that Ahn Yongbok's testimony is faithfully recorded, so one may conclude that Ahn Yongbok did not meet any Japanese, since there is no record of it.

However, in the preceding year 1695, there is a possibility that Ahn Yongbok met Japanese people. According to a report that the Tottori domain submitted to the Shogunate, "Takeshima Records (Kakitsuke)," Japanese fishermen met Koreans in 1695. Whether Ahn Yongbok was among these Koreans is not verified. The author thinks that Ahn Yongbok's motive for making this second trip to Japan is because of his earlier encounters with the Japanese before. Perhaps Ahn Yongbok had seen with his own eyes the Japanese fishing off Ulleungdo and felt indignant; add to this the rancor built up from the inhospitable treatment he had received two years before in Tsushima domain. He then perhaps had resolved to go to Japan, in spite of knowing what a serious crime it was to cross over in order to lodge a complaint - insisting that Ulleungdo and Jasando belong to Korea.

Key Words : *Dokdo, Takeshima, Matsushima, Territory, Ahn Yongbok, Tottori*

要 約

第1章 序 論

安龍福は今日の竹島＝独島問題に大きな影響を与えた人物であるが、彼に対する評価は、韓国と日本とでは正反対といってもいいくらい大きな開きがある。韓国において竹島＝独島問題の代表的な研究者として知られる愼鏞廈は、韓国の歴史書に書かれた安龍福の供述をほぼ事実であるかのように捉え、彼を竹島＝独島の守護者として高く評価した。

このような見解に日本の多くの研究者が異議をとなえている。下條正男は、安龍福を「諸悪の根源」とし、彼の誤った証言が朝鮮史書に取り入れられ、安龍福の英雄像が形成されたと酷評した。また、韓国で良心的な学者とされる内藤正中ですら、「韓国・北朝鮮における安龍福研究は、日本からの帰国後に取調べた備辺司での供述内容を記録した『朝鮮王朝実録』などにだけ依拠しており、相手側である鳥取藩の史料については全く考慮しないという欠陥をもっている」として、韓国の「一国主義的史観」を批判した。同じように、池内敏も韓国の研究者が日本の史料との照合を怠っていると批判した。

このように、最近の日本の研究者はことごとく愼鏞廈の安龍福に対する見解を批判している。そのため、愼鏞廈の見解は日本の史料に照らし、どのような問題があるのか徹底的に検討する必要がある。その方法として、日本の重要史料である『竹島紀事』などと照合し検討する。その作業に必要な日本の史料の一覧表を作成し、簡単な史料紹介をおこなった。

第2章 安龍福事件当時の于山島認識

安龍福の連行事件当時、于山島は官撰書『東国輿地勝覧』などで観念的な存在

にとどまった。しかし、朝鮮東海岸の人々に于山島は具体的な存在として知られていたことが対馬藩の史料からわかる。対馬藩は、当時の日本で竹島と呼ばれていた鬱陵島の領有権をめぐる朝鮮と「竹島一件」交渉を行い、その記録を『竹島紀事』としてまとめた。その中に注目される記事がある。同藩は交渉に先立って鬱陵島に関する調査をした。朝鮮での聞き取り調査で鬱陵島の北東にかすかに見えるブルンセミと呼ばれる島があるとされた。これは安龍福の対馬藩での供述と共通点がある。安龍福は、自分が行ったことはないが鬱陵島の北東に大きな島があり、名前を于山島という供述した。この島の方向は竹島＝独島の方角と少し違うものの、日本政府の竹島問題ブレーンであった田川はその島をリアンクール(竹島＝独島)であると解釈した。妥当な見解である。

第3章 安龍福の第1次渡日事件

1693年、安龍福は鬱陵島へ出漁したが、そこで日本から漁に来ていた大谷(大屋)家により日本へ連行された。安龍福の第1次渡日事件の始まりである。大谷家は、鳥取藩を通じて幕府から「竹島渡海免許」を受けて1625年から頻繁に竹島(鬱陵島)へ出漁していたのである。

大谷家は、その当時は竹島への往復途中で松島(独島)へ寄るのを常としていた。そのため、安龍福は連行される途中で独島を間近に見たと推定される。それを裏付ける彼の供述が『辺例集要』に記された。その後、安龍福は隠岐島で当局の調査を受けたが、その時に彼の号牌(身分証)が書き写され『因府歴年大雑集』に記録された。彼の身上を知る上で貴重な史料である。調査の内容は「朝鮮人口述書」として記録された。同書には安龍福が鬱陵島を朝鮮領として主張したとは記されなかった。

安龍福は帰国後に東萊府で鬱陵島が朝鮮領であることを伯耆州の太守に認めさせたと供述した。しかし、接慰官の兪集一はそれを虚言と見抜いていたことが『肅宗実録』に記されている。彼は「倭人は皆 竹島が伯耆州の食邑としているのに、安龍福が

一度話したからといって、すぐには朝鮮領と言わないだろう」と洞察していた。

しかし、その兪集一も安龍福が江戸へ行ったという話は信じた。安龍福は隠岐国から伯耆国を経て因幡国へ送られたのだが、その因幡を彼は江戸と勘違いしたのである。安龍福は次に長崎奉行所へ送られた。その道中で駕籠に乗ったり、御馳走になるなど格別の待遇を受けたのだが、それを江戸の関白の心遣いであると安龍福は理解して接慰官に供述したのである。さらに安龍福は、自分を一転して人質として虐待するような対馬藩は江戸の関白の公命にそむいており、独断専行で「竹島一件」交渉をおこなっていると解釈した。すなわち、鬱陵島への朝鮮人の渡海禁止を要求したのは関白の命令ではなく、対馬藩が江戸に功を立てるための計略であると見たのである。

第4章 「竹島一件」交渉

前章に述べた安龍福の見解が朝廷を動かす要因の一つになった。それまでの朝廷は竹島が鬱陵島であることを知りつつ、日本との摩擦を避けるために鬱陵島が竹島と違う島であるかのように装い、「弊境の鬱陵島」はおろか「日本領の竹島」への渡海をきびしく取り締まっているとの書簡を対馬藩へ送っていた。対馬藩はこの「弊境の鬱陵島」の字句を削除するよう朝鮮に要求したため、両者の交渉は難航した。そのうち、朝廷は安龍福の供述を参考にして従来の姿勢を変え、ついに竹島は鬱陵島であり朝鮮領であるとの強硬な主張に転換した。その結果、対馬藩との交渉は暗礁に乗りあげた。

やがて日本側に変化が生じた。1696年、江戸幕府は鳥取藩を調査した結果、竹島は鳥取藩に属する島でないことが判明したので、幕府は鬱陵島へ日本人が渡海することを禁止した。ここに鬱陵島を無理に取ろうとした対馬藩の野望はくじかれたのである。

その直後、安龍福は二度目の渡日をみずから進んでおこなった。それに当惑したのが対馬藩である。幕府の渡海禁止令が朝鮮へ対馬藩以外から伝わったのでは一

大事である。同藩は「竹島一件」の最終決着を急いだ。日本人の渡海禁止を伝えるため、家老6人が連署した書簡を対馬藩に来ていた朝鮮の訳官へ伝達した。実質的な交渉の終了である。

第5章 安龍福の第2次渡日事件

安龍福は二度目の渡日事件を帰国後に備辺司にて供述した。それによると、彼は竹島(鬱陵島)で日本人に出会い、その島から日本人を追い出したばかりか、松島まで追いかけて「松島は子山島であり、我が国の地である。お前たちはなぜそこへ住むのか」と日本人を叱ったと話した。ところが、日本の史料には1696年に日本人漁民が鬱陵島へ渡海したという記録はない。

次に、安龍福たちは鬱陵島から日本の隠岐国へ渡航した。第2次渡日事件の始まりである。彼らは隠岐国に半月間滞在したが、その間に隠岐当局の調査を受けた。その時の記録である村上家文書に安龍福たちが供述した渡日の経緯などが詳細に記録された。同書は安龍福たちの供述を忠実に記録したとみられるが、そこには安龍福たちが鬱陵島で日本人と出会ったという供述はない。そのような記述がないことは、安龍福たちは日本人に出会わなかったとみられる。但し、前年の95年なら日本人に出会った可能性はある。この問題は第6章に続く。

村上家文書によると、安龍福は竹島と松島が描かれた「朝鮮八道の図」を持参し、竹島は鬱陵島であり、松島は子山島であり、両島とも朝鮮の江原道に属すると隠岐国の当局者に述べた。村上家文書は唯一「安龍福が竹島、松島を朝鮮の領土であると日本側に主張した事実を確認できる」と内藤正中が評価したが、きわめて重要な史料である。同書に安龍福の供述として「竹島と松島との間は50里(200km)」と記録されたことなどから、安龍福が子山島を正しく松島と認識したことが確実である。

安龍福は隠岐国から鳥取藩へ渡った。船には「朝鬱両島監税将 臣 安同知騎」と書かれた旗を掲げた。朝鮮の官吏を装って使節に見せかけたのである。この旗を記

録した『因幡志』は「朝鬱兩島は鬱陵島[日本ニテ是ヲ竹嶋ト称ス] 于山嶋[日本ニテ松嶋ト称ス] 是ナリ」と記した。これにより日本で于山島が松島と認識されたのであった。その旗から推察されるように、安龍福は竹島・松島に関する訴訟のために鳥取藩へ行ったのである。隠岐で農家を借りて仕上げた訴訟の呈書を鳥取藩へ提出した。それが幕府を経て対馬藩の知るところとなった。97年2月、対馬藩は東萊府に「去年の冬に貴国の方が呈単を提出したことがあったが、朝廷の命令によるものですか？」と質問した。対馬藩としては、朝鮮との窓口は同藩のみが担当するとの約定があるので、安龍福が鳥取藩へ訴訟を起こしたことが許せないのである。

一方、朝廷の一部では安龍福が日本で訴訟を起こした行為を高く評価した。彼の功が『肅宗実録』に「対馬の倭が鬱陵島を竹島と仮称して江戸の命令と偽って、我国が鬱陵島に人が往来するのを禁止させようとして中間で欺き弄する実情が、やっと安龍福のおかげですべて露わになった」と記録された。他方、安龍福の訴訟は鳥取藩で取りあげられず、彼は同藩から追放になった。

第6章 安龍福事件の影響

朝鮮における安龍福事件の影響は下記の4点にまとめることができる。

1. 安龍福が鬱陵島へ渡海し、日本人に連行されたことにより、同島へ日本人が70年間も入り込んで資源を奪っていた事実が明らかになった。
2. 鬱陵島問題が顕在化したことにより、朝廷は政策転換をおこなった。鬱陵島の捜討制度を確立するなど空島政策の手直しをおこなったが、その成果のひとつとして、捜討官の張漢相により独島が公式に確認された。
3. 安龍福の供述が参考になり、朝廷は対馬藩との交渉において方針転換をおこなった。すなわち、安龍福が「対馬藩は江戸の命令と偽って朝鮮に渡海禁止を求めている」と供述したことを参考にして、朝廷は「竹島は鬱陵島であり朝鮮領である」と強硬な姿勢に転じた。その断固とした態度の故に、幕府は竹島の本格的な調査を

おこない、同島が日本領でないとの結論を得た。その結果、日本人の竹島渡海を禁止し、「竹島一件」交渉を終結させた。

4. 安龍福が独島を実際に見て、その位置を明確にし、それを日朝両国にアピールしたことにより、于山島は日本でいう松島であり、朝鮮領であるとの認識が両国である程度定着した。

第7章 今後の課題と結び

1. 安龍福の第2次渡日の目的

池内は安龍福の渡日や訴訟目的を「対馬藩で受けた冷遇を鳥取藩へ訴えるため」と解釈した。しかし、そうした個人的な怨みの他に、安龍福が「朝韓両島監税将 臣 安同知騎」と書いた旗を船に立てて渡日したことや、『東国文献備考』などの記述を分析すると、彼は幕府の命を偽って鬱陵島を取ろうとした対馬藩の計略を訴えることも目的のひとつとして、重罪を覚悟して渡日したと考えられる。

2. 仮説；安龍福の鬱陵島渡航は3回以上

安龍福が第2次渡日時に鬱陵島で日本人に会ったかどうか、研究者間の見解は鋭く対立している。筆者は1696年にはその可能性は薄いだが、その前年なら安龍福たちは日本人に出会った可能性があるとする。

鳥取藩が幕府へ提出した報告書『竹嶋之書付』によれば、日本人漁夫は95年に竹島で朝鮮人に出会ったとされた。その朝鮮人の中に安龍福がいたという記録はないが、同様に安龍福がいなかったという記録や状況証拠もない。筆者は、この時に安龍福は日本人に出会ったのではないかと仮説を立てた。その時、日本人が再び朝鮮領へ来たことに対して、安龍福はかつての義憤を呼びましたことであろう。その時の体験と、さらに2年前に対馬藩で冷遇された怨みも重なり、海禁の重大な罪を覚悟してまで、1696年に鬱陵島と子山島は朝鮮領であることを訴えるため、渡日を敢行し

たのではないかと思われる。

3. 安龍福と朝鮮史書の信頼性

安龍福が1695年に鬱陵島で日本人と出会っていたとすると、彼の第2次渡日事件に関する供述はかなり真実味を帯び、鬱陵島から日本人を追い出した話などは大筋で受け入れられる。しかし、供述の所々には安龍福独特の大言壮語が見られる。たとえば、備辺司で「(彼が)鬱陵島・于山島を朝鮮領となした」と語ったことなどである。しかるに、実際の事態の推移は彼の大言壮語を支持するかのよう展開した。江戸幕府が日本人の鬱陵島への渡海を禁じ、朝鮮へ伝えたのである。それだけに安龍福の供述が朝廷で信頼され始めた。それが朝鮮史書に反映され、特に後代に作成された史書は第2次渡日事件のみならず、第1次渡日事件における安龍福の供述までもほぼ事実であるかのように記したのである。

これに反して、安龍福事件を時々刻々記録していった同時代の官撰書である『肅宗実録』などは、その時々安龍福の供述の信憑性をよく判断しながら記述していっただけに、安龍福の大言壮語を全般的によく見抜いている。それだけに安龍福事件と同時代の官撰史書は、安龍福事件を可能な限り客観的に記述しているので信頼性が高い。

第1章 序論

1. 研究の必要性と目的

1693年春、鬱陵島へ出漁した安龍福が日本漁船により連行される事件が起きた。安龍福の第1次渡日事件である。これが契機になり、朝鮮と日本の間で鬱陵島の領有権が問題になった。鬱陵島は当時の日本で竹島とよばれ、今日の竹島＝独島は松島とよばれていたが、日本漁船が鬱陵島へ毎年のように出漁していたのである。

両国は5年にわたる外交交渉をつうじて、鬱陵島を朝鮮領と確定した。その間に安龍福はみずから進んで日本へ渡航した。第2次渡日事件である。二度にわたる安龍福の渡日事件に対する評価は、韓国と日本では正反対といっても過言ではない。その大きな見解差は今日の竹島＝独島問題に大きな影響を与えており、安龍福事件に対する両国の共通理解は重要な課題になっている。本研究はその課題に寄与することを目的とする。その第1歩として、まずは両国の研究者の見解差がいかに激しいか具体的に両国の研究書にみることにする。

1) 韓国の代表的な見解

韓国における竹島＝独島問題の代表的な研究者として慎鏞廈をあげることができる。慎は最近の著書で安龍福事件に関し、朝鮮の史書に書かれた安龍福の供述をほぼそのまま受けいれて次のように記した¹。

- (1) 安龍福たち40余名の漁夫が、1692年(肅宗18, 一説に1693年)鬱陵島へ魚採りに出かけたが…日本の漁夫が話し合いをしようと言って…安龍福・朴於屯の二人を隠岐島へ拉致した。……安龍福は隠岐島主に鬱陵島は朝鮮の領土であることを指摘して「朝鮮人が朝鮮の地に入ったのになぜ拘束するのか」と抗

議した。これに対し、隠岐島主は安龍福たちを彼の上司である伯耆州太守のところへ移送した。……安龍福は伯耆州の太守に対し、鬱陵島への日本人漁夫の出入りを禁止することを要求した。……伯耆州の太守は鬱陵島が朝鮮領であると知っていたので、安龍福を江戸の関白へ送った。……関白(幕府の執政官)は、安龍福を尋問した後、伯耆州の太守に「鬱陵島は日本の領土ではない」という書契を書かせて与え、厚くもてなした後に江戸(東京)、長崎、対馬島を経て送還した。……対馬島主は伯耆州の太守が書いて与えた書契を奪い、安龍福たちを日本領である竹島を侵犯した罪人として縛り、この年の11月に東萊府に引渡した。

- (2) 安龍福は1696年(肃宗22)春……鬱陵島へ行った。鬱陵島には果して多数の日本の船が来て停泊していたので、安龍福は「鬱陵島は本来我が境地なのに、なぜ敢えて越境して侵犯するのか。お前たちは皆縛られて当然だ」と大声で叱責した。……伯耆州の太守も「両島(鬱陵島と于山島＝日本名竹島と松島)がすでにあなた方の国になった」と認め、鬱陵島を侵犯した日本人たちを処罰したという事実である。

2) 日本人研究者の見解

日本では、上記の見解を真っ向から否定し、安龍福の供述を虚言とみる研究者が多いのが現状である。そうした見解を見ることにする。

(1) 田川孝三の見解

韓国側が松島を干山島とし、且その領有の史実の根拠とする安龍福の言動関係記事(肃宗実録)が、次に問題となってくる。又輿地志の記事(増補文献備考引用)即ち「干山島、即松島也」又然りである。然し、この両者は、相互に親子関係を有するもので、その祖は実に同じく、一記録に発したものである。しかもそれは一聯の事実を、相逐うて記録したと云うが如きものでなく、犯罪者の供述書に出づ

るものをもって、無批判にも適宜摘録転載したものに過ぎない。その供述は、国内における事件でなく、海外におけるものであるから、他に目撃者とか、証人とかはなく、供述者の虚構と誇張に満ちたものであった²。

(2) 川上健三の見解

安龍福の備辺司に対する供述のうちで、彼が鬱陵島から隠岐を經由して因伯に渡航したこと、および加路から鳥取にいく際に轎に乗り、その他のものが馬に乗ったことだけは日本側の記録とも一致しているが、他はいずれも彼の作為にかかる全くの虚構にすぎないことが了解されるのである³。

(3) 下條正男の見解

竹島問題において「諸悪の根源」ともいうべき人物がいる。1696年、日本に密航した安龍福という賤民(私奴)で、彼は朝鮮に帰還後、取調べに対して、「鳥取藩と交渉して鬱陵島と松島(現在の竹島)が朝鮮領になった」と供述し、「松島は即ち于山島だ」と証言していた。安龍福証言は、官撰の『肅宗実録』にも記録され、李孟休が禮曹(外交と儀礼を担当)の文書を整理した『春官志』(1745年序)のなかに、「鬱陵島争界」としてまとめたことから、英雄としての安龍福像が確立していくきっかけになった⁴。

(4) 内藤正中の見解

一国主義の歴史観ということでは、韓国・北朝鮮も同じである。その典型を、一七世紀末に日本に渡って独島(竹島)の領土権を幕府に確認させたとされる安龍福の英雄視にみることができる。

韓国・北朝鮮における安龍福研究は、日本からの帰国後に取調べた備辺司での供述内容を記録した『朝鮮王朝実録』などにだけ依拠しており、相手側である鳥取藩の史料については全く考慮しないという欠陥をもっている。安龍福が一六九六(元禄九)年六月に、隠岐を經由して伯耆に着岸し、二か月にわたって滞在

した後に帰国したのは事実である。しかし彼が鬱陵島と子山島(独島・竹島)が朝鮮の領土であることを鳥取藩主に確認させ、関白(将軍)の書契をもらったというのは事実ではない。それにもかかわらず、安龍福が独島は朝鮮領であることを日本側に認めさせた国民的英雄ということで、現在韓国では中学と高校の国史教科書で記述しているのは、如何にも一国主義史観の典型を見る思いである⁵。

韓国では高く評価される安龍福も日本では時には「諸悪の根源」呼ばわりされる。このように、安龍福に対する評価は日韓間にてその落差があまりにも激しいのが現状である。その原因のひとつとして、池内敏は韓国人研究者の問題点として次のように厳しい指摘を行なった。

韓国人研究者による安龍福事件研究の最大の問題点は、当該研究が日本と朝鮮をまたいで生じたものであり、関連資料が両側に残されているにもかかわらず、日本側史料をほとんど参照しない点にある。史料解読の困難さも一因であろうが、それにしても日本人研究者の提示する翻刻史料をも参照せずに、ひたすら朝鮮王朝実録に残された安龍福供述にのみ依存して分析していたのでは史実が明らかにできようはずもない。同一事件に関わって性質の異なる史料が残されているとすれば、それらを相互に突き合わせて多角的な分析を行い、事件の実像に迫ってゆくというのが歴史分析の鉄則ではなかったか⁶。

安龍福事件の分析に関する限り、池内のこの指摘が日本の代表的な見解であるといっても過言ではない。これは筆者の管見に過ぎないと思われるが、韓国人の著作物において対馬藩の『竹島紀事』などを一次資料として活用して多角的な分析を行った論稿を筆者は目にした記憶がない。本研究では、池内が指摘したような観点から、特に日本の史料に焦点をあて、少しでも安龍福事件の全体像を明らかにすることを試みる。

2. 研究範囲と資料

1) 研究範囲

本研究は次の主題を研究範囲とする。

- (1) 安龍福の連行事件、すなわち第1次渡日事件
- (2) 朝鮮と対馬藩との間の「鬱陵島争界」、日本でいう「竹島一件」交渉
- (3) 安龍福の第2次渡日事件

2) 資料

資料は、安龍福と同時代の韓国および日本の古文書を中心とする。資料の分類は安龍福と同時代の官撰史料を「A」、安龍福以前あるいは後の時代の官撰史料を「B」、それ以外を「C」とする。

(1) 韓国の資料

① 安龍福と同時代の官撰史料（分類A）

肅宗実録

備辺司謄録

承政院日記

辺例集要

漂人領来謄録

② 安龍福以前あるいは後の時代の官撰史料（分類B）

東国文献備考、増補文献備考

春官志

東国輿地勝覧

③ その他の史料（分類C）

韓百謙『東国地理誌』

李暉光『芝峰類説』

申景濬『疆界考』

柳馨遠『東国輿地志』

張漢相『蔚陵島事蹟』

朴世堂『西溪雜録』

李瀾『星湖僊説』

李肯翊『燃藜室記述』

李景圭『論史』

編者不明『臥遊録』

(2) 日本の史料

日本の史料を下記の一覧表に掲げる。それらの史料の収集も部分的におこない、収集状況を表に記入した。ただし、島根県「Web竹島問題研究所」にて公開されている史料は除外した。なお、一覧表における記号の意味は下記の通りである。

分類

A; 安龍福と同時代の公的史料

B; 安龍福以後の時代の公的史料

C; その他の史料

<表 1>

日本の史料一覧表

No	史料名	影印	翻刻	所蔵所	分類
1	竹島紀事	○	△	国立公文書館	A
2	磯竹島事略	○	△	筑波大学	B
3	磯竹島覚書	○	△	国立公文書館	B
4	大谷家由緒實記	○		山陰歴史資料館	C
5	村川家渡海資料	○		米子市立図書館	C
6	元禄九丙午年朝鮮 舟着岸一卷之覚書	○	○	村上家 (村上家文書)	A
7	通航一覧		○	国立公文書館	B
8	控帳	△	△	鳥取博物館	A
9	御用人日記	△	△	鳥取博物館	A
10	竹嶋之書附	△	△	鳥取博物館	B
11	竹嶋之図	△	-	鳥取博物館	B
12	竹嶋之絵図(小谷)	△	-	鳥取博物館	B
13	因幡志	△	△	鳥取博物館	C
14	伯耆志	△	△	鳥取博物館	B
15	伯耆民諺記	△	△	鳥取博物館	C
16	伯耆民談記	△	△	鳥取博物館	C
17	竹島考	△		鳥取博物館	C
18	因府年表	△	△	鳥取博物館	C
19	因府歴年大雑集	△	△	鳥取博物館	C
20	増補珎事録	△	△	鳥取博物館	C
21	隠州視聴合紀	△	○	鳥取博物館	A
22	竹島渡海由来記抜書	△	△	鳥取博物館	C
23	竹島渡海由来記抜書控		○	大谷家	C
24	大日本史史料		○	東京大学	B

○:今回収集した史料

△:下記の「Web竹島問題研究所」にて公開

<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takesima/>

3) 日本の史料の解説

(1) 対馬藩政資料、『竹島紀事』

1726年、対馬藩士である越常右衛門によって編集された「竹島一件」関係の史料集である。「竹島一件」とは、1693年に鬱陵島で起きた安龍福連行事件をきっかけに始まった対馬藩と朝鮮との交渉関連の事件をいう。同書は、安龍福連行事件とほぼ同時代の交渉当事者によりまとめられた重要な公的記録である。書簡を除く全文の翻刻文が島根県「Web竹島問題研究所」からWeb上で公開されているが、誤りが多い。後半部分を主とする翻刻文は、池内敏『竹島一件の歴史学的研究』に所載されている。

(2) 江戸幕府関係史料

① 『通航一覧』

1853年(嘉永6)、幕命により大学頭・林飛(あきら)(復斎)が諸外国応接のための資料として編纂した江戸幕府の対外関係の事例集。三河時代から1825年(文政8)の異国船打払令までを含み、本編350巻、付録23巻。本編は関係諸国と長崎に部門を分け、それぞれ項目をたて編年順に関連史料を示す。付録は海防関係。引用史料は広範にわたり、記述は客観的で正確。日本近世の対外関係の基本史料。国書刊行会より刊行。

② 『磯竹島事略』、『磯竹島覚書』

筑波大学所蔵の図書は、表紙が『磯竹島事略』、本文の表題が「磯竹島覚書」である。国立公文書館の図書は表紙、本文の表題共に「磯竹島覚書」である。両者の内容はほとんど同じである。1875(明治8)年に太政官正院地誌課の中邨(中村)元起が校正を行なった⁷。「竹島一件」に関する明治政府の資料集である。全文の翻刻文が島根県「Web竹島問題研究所」からWeb上で公開されているが、誤りが多い。

(3) 鳥取藩政資料

(解説文は、島根県「Web竹島問題研究所」資料による)

① 「控帳」

鳥取藩の国元家老のもとで記録された日記。「御櫓日記」、「家老日記」とも呼ばれる。鳥取藩を研究する上で最も基本となる史料。承応4～明治6(1655-1873)年までの日記が残る。

② 「御用人日記」

藩主の側近である御用人のもとで記録された日記。「御祐筆日記」、「日記下書」とも呼ばれる。藩主の在所により、「在国(=鳥取)・「道中」・「在府(=江戸)」の3種が書き継がれた。『鳥取藩史』等では、「御在国日記」、「御在府日記」と称される。寛文10～安永8(1670～1779)年までの記録が残る。

③ 「御用人日記写」

「御用人日記写」は、在国・在府で分割される「御用人日記」を1年1冊として写し直したものであり、内容は「御用人日記」と重複する。原題は「御在国御在府日記」。寛文13～天明7(1673～1787)年までの記録が残存している。

④ 「竹嶋之書附」

享保9(1724)年閏4月、鳥取藩が江戸幕府に提出した竹島渡海関係資料。元来、別々の一枚物であった史料を県立図書館時代に1冊に綴じ直された。また、藩史編さん時のものと考えられる付箋が付いている。

内容は、元禄5(1692)年に米子町人村川市兵衛の船が朝鮮人にはじめて遭遇した時の記録から元禄6～9(1693～96)年までの、いわゆる「竹島一件」関係資料を中心に、享保7、9(1722、24)年、幕府が鳥取藩に対して行った竹島渡海に関する問い合わせとその回答書を収める。また、末尾に竹島略図を付す。全文を翻刻したものと

て、塚本孝「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図(上・下)」(『レファレンス』35(4、5)、1985年4、5月)がある。

⑤「因幡志」

鳥取藩医・安部恭庵(1734～1808)著。寛政7(1795)年成立。因幡地方の地誌で、47巻39冊からなる。活字本に『因伯叢書4』(名著出版、1972)がある。

⑥「伯耆志」

景山肅(立碩)ほか編集。明治初年ごろ成立。伯耆国の官撰地誌。文久元(1861)年、藩命により編集事業に取りかかり、明治初年に完成したとされるが、現在、会見・日野郡以外は散逸している。活字本に『因伯叢書4』(名著出版、1972)がある。

⑦「伯耆民諺記」

鳥取藩士(倉吉詰組士)松岡布政著。寛保2(1742)年成立。伯耆国、特に久米・河村・八橋郡の東三郡を中心とした地誌。

⑧「伯耆民談記」

鳥取藩士(倉吉詰組士)松岡布政著か。寛保2(1742)以降。「伯耆民諺記」完成後、これに補正を加えて成立したものと考えられる。後述する岡島正義「竹島考」によると、竹島渡海について論じるとき、必ず参考にされた書であったという。活字本に『因伯文庫3』(日本海新聞社、1960)、『因伯叢書3』(名著出版、1972)がある。

(4) 岡嶋家資料(岡嶋文庫)

(解説文は、島根県「Web竹島問題研究所」資料による)

天正17年から明治40(1589～1907)年まで、約320年にわたる鳥取藩士岡嶋家9代の資料群。7代正義(1784～1859)は考証史家として著名で、「竹島考」や「因府年表」、

「鳥府志(鳥取城下の地誌)」など、数多くの著作を残している。目録として、『資料調査報告書第2集岡嶋家資料』(鳥取県立博物館、1974)がある。

① 「竹島考」

岡嶋正義著。文政11(1828)年成立。資料名にある「竹島」とは、現在の蘆陵島を指す。竹島渡海から禁止に至る経緯、竹島の地理や産物などを記す。上・下2巻からなる。本書については、池内敏「『竹島考』について」(同『大君外交と「武威」』名古屋大学出版会、2006)に詳しい。

② 「因府年表」

岡嶋正義著。天保13(1842)年ごろ成立。諸家に残る諸記録や聞書をもとに、鳥取藩初代藩主 池田光仲誕生の寛永7(1630)年から延享4(1747)年までの鳥取藩の歴史を編年体で記したもの。『鳥取県史7』近世資料(鳥取県、1976)に全文が翻刻されている。

③ 「因府歴年大雑集」

岡嶋正義著。全15巻。成立年不詳だが、寛永9(1632)年から嘉永7(1854)年までの記録が収録されている。「因府年表」などの著述の過程で成立したと考えられている。内容は、年次ごとに珍事や異事など雑多な記事が収められている。

④ 「増補珎事録」

鳥取藩士野間宗蔵著。岡嶋正義増補。全3巻。本書は、野間が寛永8(1631)年から享保16(1731)年の記録をまとめた「珎事録」に、野間の子孫と岡嶋正義が文政(1818～30)年間までの記事を増補したもの。「因府年表」や「因府歴年大雑集」のもとになったと考えられる書のひとつ。

⑤ 「竹島渡海由来記抜書」

大谷九右衛門勝広著。明治元(1868)年2月成立。大谷家の由緒と竹島渡海の由来

に関わる記録。間鴨家8代正借が、明治元(1868)年以降、筆写したと考えられる書。

(5) 村上家文書、『元禄九丙子年 朝鮮舟着岸一卷之覚書』

2005年、島根県隠岐島の村上助九郎が自宅の土蔵から発見した古文書である。当時の隠岐国は幕府の天領として石見国銀山料大森代官の管轄下におかれていたが、村上家は公文役として日常的に行政実務にたずさわった。この文書は1696年、安龍福がみずから隠岐へ渡航した時に代官の手代が安龍福を取調べた記録である。安龍福が鬱陵島および子山島(竹島＝独島)が朝鮮領であると主張したことなどが記されている。全文の翻刻文および口語訳が内藤正中・朴炳洙『竹島＝独島論争』(新幹社)に掲載されている。

3. 研究方法および先行研究との差別

日本の重要な古文書である『控帳』などを参照した安龍福事件の研究は、部分的に内藤正中によってなされた。しかし、内藤の著書『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』などでは重要史料である『竹島紀事』はほとんど引用されなかった。『竹島紀事』を引用して安龍福事件を扱った研究書としては、池内敏の著書『大君外交と「武威」』の中の一節「安龍福事件」や、池内敏の論文「隠岐・村上家文書と安龍福」⁸などがある。しかし、池内はそれらにおいて対馬藩の対応に重点をおいているため、安龍福の足跡を詳細に記していないばかりか、朝鮮史書の引用がほとんど見られない。

本稿では前節に掲げた日韓両国の古文書をお互いに照合して、多角的な分析を行い、安龍福事件の実像を明らかにする。朝鮮の史料は分類「A」の官撰史書である『肅宗実録』や『備辺司謄録』など、日本の史料も同様に分類「A」の『竹島紀事』や『控帳』、『御用人日記』、村上家文書などを中心にして安龍福事件を詳細に検討する。

第2章 安龍福連行事件当時の于山島認識

1. 朝鮮史書に書かれた于山島

安龍福事件当時、于山島が朝鮮でどのように認識されていたのかを簡単に見ることにする。まずは重要な官撰地理志をひもとく。于山の名であるが、国名としての于山は『三国史記』に登場したが、島名としての于山は『高麗史』「地理志」が初めてであった。そこに于山島の名が一説としてこう記された⁹。

鬱陵島が県の真東の海中にある。新羅の時、于山国と称し、武陵または于陵ともいった。……一説に于山と武陵は本来二島で、お互い遠くなく、風日が清明のときに望見することができる。その地の大きさは百里という。

于山島は一説として書かれたことからすると、その存在感は希薄であったようである。于山島の比定であるが、一説の内容からすると于山島は竹島＝独島をさすものと思われる。天気の良い時にだけ見える島は竹島＝独島しかないためである。次に、于山・武陵が別々の島であることを主説にしたのは『世宗実録』「地理志」であり、こう記された¹⁰。

于山と武陵の二島が県の真東の海中にある。お互いに遠くなく、風日が清明であれば望見することができる。新羅の時に于山国と称した。一説に鬱陵島と云う。その地の大きさは百里という。

ここでもやはり天気がいい時にだけ于山島と武陵島はお互いに見ることができるとされた。明らかに于山島は竹島＝独島を指す。しかし、それから27年後の官撰地理志である『新增東国輿地勝覧』(略称『輿地勝覧』)では于山島と鬱陵島を別々の島に

するものの、于山島が独島であることを想起させるような記述は消え、しかも一説として于山・鬱陵の一島二名説がつけ加えられた¹¹。

于山島、鬱陵島。一に武陵という。一に羽陵という。二島は県の真東の海中にある。三峰が高くけわしく空にそびえている。南の峯はすこし低い。天候が清明なら峯のてっぺんの樹木やふもとの砂浜や渚を歴々と見ることができる。風にのれば、二日で到着できる。一説によると于山、鬱陵島は本来一島という。その地の大きさは百里である。

『輿地勝覽』に絵図「八道總圖」が付属しているが、于山島は鬱陵島の西に描かれた。実際は、鬱陵島の西に島は皆無なので、同書の于山島は現在のどの島をさすのか不明である。これは『東国輿地勝覽』の本文に于山島の名が鬱陵島より先に書かれたので、それにつられて絵図で于山島を本土の近くに書いたとみられる。「八道總圖」が15世紀の絵図とあっては離島の位置や大きさはおろか、本土の輪郭ですら正確さを望むべくもない。同絵図は単に東海に于山と鬱陵の二島が存在するという空間認識を表現したものと解される。その後『輿地勝覽』は何度か改訂されたが、「八道總圖」に関するかぎり改訂されなかった。したがって、同書において于山島は観念的な存在にとどまった。

官撰史書とは別に民間人、特に東海沿岸の漁民に于山島はある程度知られていた。その詳細は次節に述べることにする。漁民以外にも于山島は知られていた。たとえば、朴世堂『西溪雜録』に于山島の記述がある。その書の「鬱陵島」に于山島はこう記された¹²。

たしかに二島(鬱陵島、于山島)はここ(寧海)からはなほだ遠くない。大風が吹けば一気に到達できる。于山島は地勢が低く、海の天候がきわめて晴朗でないとか、最も高い頂に登らないと見ることができない。鬱陵はややそびえている。

朴世堂のいう于山島は、柳美林によれば現在の竹島＝独島を指すという¹³。地勢が低く、きわめて晴朗な日に高いところから見える島は竹島＝独島しかないからである。『西溪雑録』の成立時期であるが、その中に張漢相の『蔚陵島事蹟』が転載されているので1694年以降、朴世堂が亡くなる1703年以前である。したがって、安龍福事件と同時代である。

この『西溪雑録』蔚陵島条とほぼ同一の文が『臥遊録』にも載っている。このように于山島は少なくとも二書に掲載されたので、そのころ今日の竹島＝独島は広く知られていたようである。

2. 日本史書に書かれた于山島

官撰地理志とは別に、朝鮮の官衙である東萊府や安龍福たちが于山島をどのように認識していたのか、その一端を対馬藩の『竹島紀事』に見ることにする。かつて、同藩は蔚陵島とその周辺の島を下記のような経緯から調査したのである。

元禄6(1693)年5月13日、江戸幕府は安龍福連行事件への対処として、朝鮮との外交交渉の窓口である対馬藩に対し、安龍福たちを送還することと、今後朝鮮人が竹島(蔚陵島)へ来ないように朝鮮へ要求することを命じた¹⁴。かつて対馬藩は、1620年に幕府の命令を受けて朝鮮国属島とされた竹島で密貿易を行っていた鷺坂弥左衛門・仁右衛門親子¹⁵を潜商の罪で捕えたことがあった¹⁶。その竹島、あるいは磯竹島が蔚陵島とどのような関係にあるのか、同藩は内々に調査を始めた。6月5日、国元家老である杉村采女は、釜山の倭館に滞在していた通詞(通訳)の中山加兵衛に下記事項を懇意の朝鮮人に内密に尋ねるよう命じた¹⁷。

竹島は朝鮮でブルンセミと称しているそうだが、ブルンセミとはどのように書くのか。蔚陵島という島があるが、これを下々ではブルンセミというのではないのか。日本では竹島のことを磯竹といっている。蔚陵島とブルンセミは別の島であるか。

ブルンセミを日本人が竹島といっているのは誰の話として聞いているか。……竹島は朝鮮のどの方角にあたり、どこからどの方向の風に乗り、海路はどれくらいで、島の大きさはどれくらいか。

この質問に対し、通訳の中山は下記のように回答した¹⁸。

今年もその島へ稼ぎのため釜山浦より商売船が3艘出かけたと聞いています。ハンビチャグという異国の者を加え、島の様子や諸事を、海路に至るまで入念に見届けるように申し付けたので、右の者たちが帰着する次第、追って申し上げますが、先に聞いていることを別紙の書付に記します。

「恐れながら口上の覚え」

1. ブルンセミの件は島違いです。聞いたところではウルチントウと申す島です。ブルンセミのことはウルチントウより北東に当り、かすかに見える聞いています。
1. ウルチントウ島の大きさは一日半廻りほどあるとのことです。もっとも高山にて田畑や大木などがあると聞いています。
1. ウルチントウへは江原道のエグハイという浦から南風で出帆すると聞いています。
1. ウルチントウへ通っている件、一昨年から出かけているのは間違いありません。
1. ウルチントウへ出かけている件、官衙では知らず、自分たちの稼ぎのためにでかけています。

右の外の件は、ハンビチャグが帰着次第聞いて重ねて委細を申し上げます。

倭館の日本人通訳が、懇意にしている朝鮮人から聞いたという「ウルチントウ」は、発音からみて蔚陵島(Ul Leung Do)をさすことは間違いでない。次に「エグハイ」であるが、後の安龍福の口上書で彼の出發地とされた「寧海」にヨグホイとルビがふられたので、「エグハイ」は寧海(Yeong Hae)を指すとみられる¹⁹。中山が懇意にしている朝鮮人は、漁夫たちが寧海から蔚陵島へ出かけていた事実などを的確につかんでいたよう

であった。ただ、鬱陵島の説明で適当でない箇所がある。同島に大木はあるにしても、同島には朝鮮政府の空島政策がしかれ田畑は荒廃していたので、この点は正確ではない。次にブルンセミであるが、語尾のセミは島を意味する韓国語 Seom を聞取ったものであろう。語頭のブルンの意味や漢字表記は不明である。重要なのは、ブルンセミがウルチントウの東北にかすかに見える島であるという点である。これは安龍福の供述と微妙にからむだけに後述する。

この調査後「竹島一件」の交渉が始まるが、交渉相手である東萊府などは鬱陵島付属の島をどうとらえていたかを示す資料が『竹島紀事』にある。それは朝鮮の訳官が対馬藩の裁判・高瀬八右衛門に語ったのを記録したもので、こう書かれた²⁰。

首譯がこう言いました。日本で竹島というのは必ずや鬱陵島のことですが、そのように朝廷に言っては大事(おおごと)です。かの方角には三島があり、ひとつは鬱陵島、ひとつは于山島、もうひとつは名前を言いませんでした。この内いずれかを、日本で竹島を云われている竹島と決め、他の島を朝鮮の鬱陵島に用いれば、朝廷方の存分も立つし、日本向けも首尾良く済むので、右の通り我々が相談して回答をしました。

この記録において于山島は名のみで、その位置などは示されなかった。しかし、この時すでに対馬藩は于山島に関する情報を安龍福たちの口述から次のように得ていた²¹。

人質がここに逗留中に尋ねられた時に回答したのは、「今回出かけた島の名は知りません。今回出かけた島の北東にあたり大きな島があります。その地に逗留した間に二度見ました。その島を知っている者がいうには于山島という聞いています。ついに行ったことはないが、大体一日の道のりに見えました」といっています。

鬱陵島という島のことはかつて知らないといっています。しかしながら、人質の申し分は虚実計りがたいので、ご参考のため申し上げます。そちらにてよく聞きわけ

てください。

この記録において「人質」が「今回出かけた島の名は知りません」と書かれたのは『竹島紀事』全体の文脈に合わない。というのは、安龍福たちはその島の名前が「ムルグセム」であると数回も供述しており、それが同書の7月1日条などに記録されているからである。以上の記事をまとめると、于山島について日朝の間で下記のような認識があったことが読み取れる。

1. 日本でいう竹島(磯竹)は、東萊府などでは鬱陵島と呼ばれ、対馬藩ではウルチントウと聞取っていた。しかし、安龍福など漁夫の間ではその名は通じず、ムルグセム(セミ)と呼ばれていた。この名は『世宗実録』の武陵(Mu Leung)島と発音が通じる。
2. 東萊府で鬱陵島の他に于山島、および名の知れぬ島を認識していた。
3. 対馬藩の通訳が聞いた朝鮮人は、鬱陵島の北東にかすかに見えるブルンセミという島があることを認識していた。
4. 漁夫の間で鬱陵島から一日の航路の所に大きな于山島があることが知られていた。安龍福はその存在を仲間から聞き、2回見たことがある。かれはその方向を鬱陵島の北東と認識していた。

こう整理すると、于山島とブルンセミは共通点を持つことがわかる。両島とも鬱陵島の北東に位置する。また、鬱陵島から一日の航路の距離にある于山島は、かすかに見えるというブルンセムの記述に通じる。したがって、ブルンセミは于山島である可能性が高い。

3. 「ブルンセミ」の解釈

1) 池内敏の解釈

于山島とブルンセミとの関係を研究者はどう考えているのか調べてみる。池内はこう記した。

ブルンセミは鬱陵島の北東に微かに見える島のこと(第1条後半²²)となり、ブルンセミは鬱陵島とは別の島であって(「鳴違ニ而御座候」)鬱陵島はウルチントウのことであるというのが第1条傍線部²³の趣旨であろうか。もともとこれでは竹島とブルンセミとの関係については何の返答にもなっていない。

.....

ブルンセミの「セミ」とムルグセムの「セム」はおそらく「島」を意味する朝鮮語に間違いない。「ブルン」は「鬱陵」ないし「武陵」の、またムルグは「武陵」の朝鮮読みと見て大過なからうから、結局のところブルンセミにせよムルグセミにせよ鬱陵島を指している²⁴。

池内は「ブルンセミは鬱陵島とは別の島」という中山の趣旨を理解しながら、ただ単に「ブルン」と「武陵」の発音が似ているという理由だけで、簡単にブルンセミは鬱陵島であると結論づけた。

2) 田川孝三の解釈

田川孝三は、意外なことにブルンセミは于山島であると主張した。意外と記したのは、彼は日本政府のブレーンとして日韓政府間の竹島＝独島領有権論争において活躍した人だからである。その一環として、田川は韓国政府が参照した『肅宗実録』などを前述のように痛烈に批判したのである。その同じ人が「取扱注意」の警告印が押され

た研究論文「于山島について」にて下記のように記したことは注目に値する。

要するに高瀬八右衛門に語った朝鮮訳官の言にある彼の方角に三島あり、と云う所説と、安龍福の言と、及び中山通詞の尋ねた鮮人の言と この三つが問題になるわけである。

- (A) 譯官の言は三島ありと云ふのみで、その遠近、方位は全く觸れてみない。只ここで確なことは、三島の中 一は蘆陵島、一は于山島と云ふと云ふことである。
- (B) 中山通詞の尋ねし鮮人の言では、その名稱は誤りと思はれるが、兎も角 蘆陵島よりかすかに見える島が北東に存すると云ふこと
- (C) 安龍福等は、蘆陵島の北東に現に二度目堵した島を于山島であると聞かされ、その距離は大体一日路であり、大いなる島であると云ふことである。

.....

もし、この三島(蘆陵島・竹嶼・観音島、筆者注)を以て前記訳官の言に比定するとせば、蘆陵島は云ふまでもなく、于山島は竹島(竹嶼)に当てねばならない。

然し乍ら于山島は、前掲の(B)、(C)であると云ふによれば、此の竹嶼は近きに過ぎる。北東と云ふ方位にこだわらずして東方に島を求むれば、東南に我が今日の竹島、往昔の松島 即ちリヤンクール島が存するのみである。

而も之は東西二島よりなり西島は海拔約 157米、各島を併せて総面積 69,990坪の岩島である。従って(C)に云ふ如き「大いなる島」とは決して云はれない。然し乍ら 海島にあつてかすかに遠望する際、その方位と云ひ、大きさと云ひ、誤り易いことは、当時の知識より判断すれば、先づあり得ることと云はねばなるまい。

蘆陵島よりこの竹島(リヤンクール島)を望み得ることは、中井教授等の大正八年 蘆陵島植物調査によれば、

蘆陵島最高峰上峰より天気清澄の日 卵島(リヤンクール島)を遠望し得る。とあるのである。(C)の言を全くの誤りでないとするならば、凡そこの條件に適い得るものとしては、この竹島(リヤンクール島)以外に求むることは出来ない。即ち、于山島はこの竹島に比定せねばならない²⁵。

田川はこの論文では客観的な分析をし、于山島を竹島(リヤンクール島)に比定したが、その後の「取扱注意」の警告印が押されていない論文では後半の「然し乍ら・・・」以降の文章をカットし、かわりに「兎もかく、決定的ではなく、依然混乱が見られるが、鬱陵本島の別個に于山島なる島が知られ、且 位置は正確ではないが、或る一島に命名されたことは事実であったのである」と結論をあいまいにしたのであった²⁶。

田川孝三といえば、かつて『隠州視聴合記』に書かれた一節「日本之乾地 此州為限矣」の「州」を「シマ」と釈読して竹島・松島を日本の西北限界と解釈し、それが日本政府の公式見解になったことが思いおこされる。その説は韓国政府に反論されるや、日本政府は再反論を放棄したようである。最近、此州は隠州を指し、竹島・松島でないことが池内敏により論証され、田川の見解は我田引水であることが判明した²⁷。その田川すら、于山島は「竹島(リヤンクール島)以外に求むることは出来ない」と判断せざるを得なかった事実は万鈞の重みがある。

田川は「海島にあつてかすかに遠望する際、その方位と云ひ、大きさと云ひ、誤り易い」と述べたが、これは的を射ている。竹島＝独島の方位であるが、同島は鬱陵島海辺からでは地球が丸いために見えず、その方角を知ることができない。

竹島＝独島の方角を確認するにはふたつの方法がある。ひとつは天気清澄の日に鬱陵島の高峰に登り、かすかに見える同島の方向を確認する方法である。その際、高価な羅針盤をわざわざ山へ携行しない限り、方角を正確に知るためには太陽が南中する時の方向をきちんと知るか、あるいは夜間に北極星の方角をよく記憶する必要がある。

もうひとつの方法は、鬱陵島から竹島＝独島寄りに10km以上離れた海上で方向を確認することである。安龍福などの漁夫が天気清澄の日に漁を休んで山登りするとは考えにくいので、かれらが于山島を見たのは海上だったと思われる。その場合、目撃地点が両島を結ぶ直線上にあれば、携行したかも知れない羅針盤で于山島の方角を確認できる。それ以外の場所では三角測量の原理からいって、両島までのそれぞれの距離と方角を正確に知らなければ、于山島が鬱陵島のどの方向に当るのかきちんと割り出すことは不可能である。なお、安龍福の船に羅針盤がなかったことは村

上家文書から判明している²⁸。

このように海上で離島の方角を日中に知るのは、陸上より数倍も困難なので、安龍福が于山島の方角を少しズレて北東と見たのも無理はない。竹島＝独島の方向を球面三角法などで計算すると東から18度南寄りであり、北東の方向とは63度のズレがある²⁹。以上の考察から、ブルンセミや安龍福が見た于山島は田川孝三がいうように竹島＝独島に間違いないと思われる。

第3章 安龍福の第1次渡日事件

1. 安龍福の鬱陵島への渡航

安龍福の第1次渡日事件を日朝両国の史書がどのように記述しているのかみることにする。まず朝鮮の史書であるが、代表的な『肅宗実録』は次のように記した³⁰。

癸酉(1693)年春、蔚山の漁師40余名が鬱陵島に船を留めたところ、倭人の船がちょうどやって来て、朴於屯と安龍福の二人を誘い、捕えて連れ去った。

その年の冬、対馬島から正官の橋真重³¹が朴於屯などを送り返し、我国の人が竹島で漁をするのを禁じるように要請した。書信に「貴域海辺の漁民が毎年船に乗り、本国の竹島に来たので、土官が国禁をくわしく諭し、再び来ないよう固く告げたのに、今年の春も漁民40余人が竹島へ来て乱雑に漁をするので、土官がその内の二人を拘束して一時の証拠の人質にした。本国で因幡州の太守が東都にいち早く事実を知らせたので、漁民を弊邑にまかせ、故郷に送るようにしたが、今後はその島にけっして入れないよう禁制をおこない、両国の交誼にひびが入らないようにしてください」とした。

『肅宗実録』は、安龍福と朴於屯の二人は最初から鬱陵島を目指して渡航したものと見ていた。しかし、朴於屯は帰国後に東萊府で尋問を受けた時、「蔚珍から三陟に向かったが漂流して、いわゆる竹島に着いた」と供述した³²。この供述は言い逃れのようである。朴於屯たちは朝廷の海禁政策に反して出漁したため、その罪を逃れるために漂流したと述べたようである。当時、朝鮮の各地から鬱陵島へこっそり渡る船があることは広く知られていた。そのような状況を左議政の睦来善はこう述べた³³。

慶尚道沿海の漁民は風で漂流したと称しても、かつて沿海の守令を務めた者の

話を聞くと、海辺の漁民はしばしば武陵島や他の島に往来し、大竹を伐り、鮑(あわび)を採っているとのことである。風で漂流しない時でもあるいは稼ぎのために往来し、漁採で生業をたてる民を一切禁断するのは困難といっても、彼らが既にきびしい条項を作成して禁止しろというので、我々の道理としては禁令を発して布告するしかない。

東海沿岸の守令は、漁民たちが生計のため武陵島へしばしば出漁していたのを知っていたのである。安龍福たちが最初から鮑採りなどを目的に武陵島へ渡ったことは『竹島紀事』からも裏付けられる。安龍福と朴於屯の二人は対馬藩での取調べにおいて、出航の目的を「我々はその島(鬱陵島)に渡ったのは鮑や若布(ワカメ)が相当あると聞いて稼ぎに渡りました。類船もそのとおりです」と供述した。さらに、この年に出漁したのは安龍福一行だけではなかった。彼は、類船として「全羅道のシュンデンという所の船」、「慶尚道のカクというところの船」も4月5日に鬱陵島へ来たと述べた³⁴。その年に朝鮮人が鬱陵島に入島したことは、米子の商人である大谷家の船頭の詳細な証言からも裏付けられる³⁵。

朝鮮人が鬱陵島へ渡海したのはこの年だけでなく、前年の1692年にも行なわれたことが『竹島紀事』から裏付けられる。安龍福は対馬藩の取調べに対して「我々は今度初めてその島に渡りました。乗組員の内、キンバタイという者が去年その島へ一度稼ぎに行き様子を知っているので、我々も渡りました」と述べた³⁶。

安龍福は、対馬藩での尋問において渡海の日程を詳細に語った。それによると安龍福たちは1693年3月15日に蔚山を出航して同日ブイカイに到着、同所を25日に出発、同じ日に寧海に到着した。そこから27日に外洋に出て同じ日に武陵島(竹島)へ到着したと口述した。その島で鮑などを採っている時に、日本から出漁して来た大谷家の船頭により連行されたのである。その経緯を安龍福はこう語った³⁷。

我々はその島(鬱陵島)にいる間、小屋をかけ、小屋の番にバクトラヒという者を残したところ、4月17日に日本の船が1艘来りました。その伝馬船に7、8人が乗り、小

屋に来てバクトラヒを捕えて伝馬船に乗せ、小屋に置いた平包みを1箇取って乗せて出ました。アンヨグがそこへ行き、断ると言って、バクトラヒを陸へ揚げようと伝馬船に乗りこみました。すぐに船が出ました。2人とも本船に乗せられ、早速出船しました。隠岐国に同22日に着きました。その間は洋上にありました。

この記事によれば、アンヨグ(安龍福)は日本人に捕えられたバクトラヒ(朴於屯)を陸へ揚げようとして日本人の船に乗りこんだところ、船はすぐ出てしまい、2人とも本船に乗せかえられて日本へ連れていかれたのである。その日を安龍福は4月17日と供述したが、かれらを連行した大谷家の船頭、黒兵衛と平兵衛は4月18日のこととして、米子へ帰着後に次のような「大谷九右衛門船頭口上覚」を鳥取藩へ提出した³⁸。

18日、小船に水主5人、私たち2人、合計7人が乗り、西の浦を訪れたら、唐人は見えませんでした。そこから北浦へ行ってみたら、唐船1艘を据え、小屋をかけて唐人が1人いました。小屋の中を見たら鮑やワカメをだいぶ取りあげたようなので、その唐人に様子を尋ねました。しかし、通訳がいなかったので、事情を聞けませんでした。その唐人を小船に乗せて、大天狗という所へ行ったら、唐人が10人ばかり漁をしていました。その中に通訳が1人いたので、こちらの小舟に乗せ、先に北浦で乗せた唐人は船からあげて、他に1人、合計2人を乗せて様子を知いたら、通訳がいうには、3月3日、この島へ漁をするために来たと言いました。船は何艘で来たのかと聞いたら、3艘に42人が乗って来たと言いました。竹島は荒磯でこちらの船は心もとないので2人の唐人を乗せ、こちらの元船に戻りました。この唐人を連れ戻った詳細です。去年もこの島に唐人がいたので、重ねてこの島に来て漁をしないように脅したり叱ったりしたのに、また今年も唐人が漁をしており、これでは以後は島で漁ができません。恐れながらご迷惑ですが、何とぞお断りなさるようこと思い、この唐人2人を連れて、4月18日に竹島を出船し、福浦へ同20日に着きました……

安龍福の証言は、連行時から4か月以上たってからなされたのに対し、船頭の証

言はわずか10日後なので、日付に関しては船頭の証言が正しいと考えられる。また、この連行事件を朴於屯も東萊府で同じように供述した。『辺例集要』によれば、かれは「倭人7, 8人が、不意に乗船してきて、自分は捕われた」と語った³⁹。その7か月後、慶尚監營は、朴於屯たち二人は刀や銃で脅されて捉えられたとして、朝廷にこう報告した⁴⁰。

(朴於屯たちは)漂流して武陵島に至る。金徳生等6名は上陸して身を隠していた。朴於屯等2名はまだ下船する前に倭人8名が船に乗りこんできて、刀や刃、鳥銃で二人を脅し捉えて去った。

この当時、日本の大屋・村川両家の船は、アシカ猟のために鳥取藩から銃7挺ほどを借りるのを常としていた⁴¹。その銃や刀で脅されて安龍福たちは拉致された可能性がある。



<図 1> 第1次渡日行程

2. 安龍福が近くで見た竹島＝独島

安龍福は、鬱陵島に滞在している間に子山島を二度見たと對馬藩で陳述したが、それは遠くから見ただけであった。ところが、安龍福たちが大谷家の船に連行され隠岐島へ行った時に彼は間近に今日の独島をみたようである。1694年1月、東萊府で

尋問を受けた時にそのことをこう陳述した⁴²。

安龍福の供述の中で、山の形や草木の状況に関しては(朴於屯と)同じであったが、最後に「自分が身を捕われて(隠岐島に)入る時、一夜を経て翌日の晩食後に一島が海の中にあるのを見たが、竹島に比べてすこぶる大きい」と云いました。

この文において、安龍福たちが拉致された島の名は「竹島」となっているが、これは日本が主張する島の名前を安龍福がそのまま言ったに過ぎず、実は鬱陵島を指す。その島から船で1日くらい離れた所で大きな島を見たという安龍福の供述は非常に重要である。朴於屯はこの時に船酔いで寝ていたため島を見ることができず、「他に島はなかった」と口述した。安龍福の見たこの島こそ今日の独島と思われる。当時の大谷(大屋)・村川両家の船は、竹島への行き帰りに航路の目印である松島(竹島=独島)へ寄るのを常としていたのに加え、鬱陵島から日本の方向へ船で1日くらい離れた島は竹島=独島しかあり得ないからである。また、その時に大谷家の船が松島に寄ったことは『因府歴年大雑集』に「暁、松島と申す所へ馳せ着き候」と記された⁴³。この資料では松島へ寄ったのが暁で、安龍福のいう「晩食後」と時間的に合わないが、記憶違いか筆記の間違いであろう。

また、安龍福の供述で「竹島に比べすこぶる大きい」という表現は必ずしも竹島=独島に当てはまらないが、これは彼一流の誇張表現と思われる。かつて、下條はどのように「大きい島」は隠岐島しかないという理由で、安龍福が見たのは竹島=独島ではなく隠岐島であるという説を一時発表したことがあった⁴⁴。しかし、下條は最近その説を撤回したのか、安龍福が見た島は鬱陵島のすぐ近くにある「チクトウ(竹嶼)」であると考えを変えた⁴⁵。下條はその理由として、安龍福の証言から「東北」の語句に注目し、鬱陵島芋洞の東北にある島は「チクトウ(竹嶼)」しかないと短絡的に結論を出したのである。しかし、海上の方角が誤りやすいのはすでに田川が指摘したとおりであるが、その一番信頼できない方角のみに依拠し、より信頼できる証言である「一日の距離」を無視したのである。このように、恣意的に資料を取捨選択すれば、どのような結

論も可能になる。もちろん、そんな結論が信頼できないことは言うまでもない。

3. 隠岐国での安龍福

1693年4月20日、日本の大谷船に連行された安龍福たちは隠岐島へ到着した。到着日を『竹島紀事』は安龍福たちの供述から4月22日としたが、大谷家の船頭たちは4月20日としているので、20日が正しいと思われる。隠岐島は大谷・村川家が竹島(鬱陵島)へ渡海する際に風待ちをした島で、そこには渡海の安全を祈願する神社まで建てられた。当時、隠岐国は幕府の直轄地であった。隠岐国の番所(官衙)において、安龍福や彼を連行した大谷家の船頭たちは取調べを受けた。船頭たちは朝鮮人を連行した経緯を書いて提出するように番所から求められた。しかし、彼らは朝鮮人から経緯を直接聞いてくださいと言って断った。番所もそれを納得し、安龍福たちを直接尋問した。その時に安龍福が口述した内容が「唐人2人の内、通訳の申し分」としてこう記録された⁴⁶。

通訳 名はアンヘンチウ、年は43

在所は朝鮮のトンネンギという所

下人 名はトラヘ

在所は同じくウルサンの者

三界のシャクワンより鮑を採るように申しつけられ、どこの国でとの指図はなかったとのこと。去年来た者は、竹島へ行ったと聞いたので、竹島でワカメやアワビを採ったとのこと。

この2人の唐人が胸にかけていた札の文字は左のとおり……

この文書によれば、安龍福は日本語の通訳として一行の名前や在所、年令、鬱陵島へ行った経緯などを答えた。彼は同島へ行った目的をシャクワンの命令で鮑や

ワカメを採ることであると述べた。この取り調べで注目すべきは、安龍福たちの身分を証明する号牌が写しとられたことである。それが後代の資料である『竹島考』や『因府歴年大雑集』などに記録された。その記録が元になり、安龍福の身分は漢陽に住む呉忠秋の私的な奴婢であり、姓はなく、名は用トであることが判明した⁴⁷。安龍福の個人情報が少ない中で貴重な情報である。

取り調べの後、番所は安龍福たちに異例にも酒樽を送ったとされた⁴⁸。取調べは穏やかに終わったようである。その後、23日に安龍福たちを乗せた大谷家の船は隠岐島前へ行き、島前出身の漁夫などを降ろしたようである。26日、そこを出発して出雲国の長浜へ寄り、27日に米子へ帰着した。

その後、安龍福たちを取調べた番所は、報告のために「朝鮮人口述書」を作成し、代官所へ提出した。その内容を要約するところである。

今回、日本で言う竹島へ来た三艘の船の内の一艘は、3月27日に釜山を出航し、同日中に竹島へ来た。その船の人員は船頭のアンヘンチウを初め船子や鍛冶、大工など10人で、その内ヤガイなどの3人は去年も来たことがある。船には飯米10俵と塩3俵があった。他の船は17人乗りと15人乗りで、確かな名前をほとんど知らない。15人乗りの内の一人は去年も来たことがある。

この口述書によれば、安龍福は武陵島を朝鮮領とする類の主張はしなかったようである。

4. 鳥取藩での安龍福

4月27日、安龍福たちは鳥取藩伯耆国の米子に到着した。朝鮮人連行の報告は、米子城に滞在していた家老の荒尾修理から藩庁の置かれた鳥取府へ4月28日に届いた。藩庁は、藩主が滞在する江戸の鳥取藩邸へ飛脚便を出す一方で、江戸から指

図があるまで外国人を大屋九右衛門宅に監禁し、大和組に警備するように命じた⁴⁹。飛脚便は5月9日に江戸の藩邸へ到着した⁵⁰。翌日、藩邸の聞役である吉田兵馬が幕府の月番老中¹である土屋相模守の所へ「朝鮮人口上書」や「村川・大谷船頭之口上書」などを持参し、この件を報告するとともに、事件の処理方法を尋ねた。この「村川・大谷船頭之口上書」とは前掲の「大屋九右衛門船頭口上書」を指すようである。老中の指示は13日に江戸の鳥取藩邸へ伝えられた。その内容は、朝鮮人を外国との通商を扱う長崎奉行へ引渡すようにとのことであった。また、長崎へ送る使者の総数は一昨年に異国船を長崎へ送った時と同じようにせよということまで細かく老中は指示した⁵¹。老中の指示に従うべく、藩邸は長崎奉行宛の書簡や、長崎行きに使者に持たせる口上書を5月16日に作成し、それを飛脚便で鳥取藩庁へ送った。その中で藩主・松平伯耆守が長崎奉行宛に出した口上書が注目される。それは、鳥取藩が老中に対し申し入れた内容にもふれ、今後朝鮮人が竹島へ来ないようにして、これまでのように竹島の鮑を老中へ献上したいとする申し出を老中は聞き入れてくれたと記した⁵²。

老中の意向を伝える江戸藩邸からの飛脚便は5月26日に鳥取府へ届き、藩庁で緊急会議がもたれた。朝鮮人を長崎へ送る使者は万一のことを考慮して山田兵左衛門と平井甚右衛門の2名とし、付き添い医師は竹間玄碩、移送役は米子組の2名があてられた。また、長崎へ行くルートは、海路は心配なので陸路とされた⁵³。朝鮮人の移送に鳥取藩が慎重を期している様子が見えがえる。このように慎重なのは、鳥取藩にとって江戸幕府との約束は絶対的であり、少しの齟齬もあってはならないのであった。それは自然な成りゆきであった。藩主の松平伯耆守(池田光仲)は本来なら備前の岡山藩を継ぐはずであったが、幼少だったので重要な岡山藩をまかせられないとする江戸幕府の判断により、禄高を減らされて鳥取藩へ転封になったのである。そうした絶大な権限を持つ幕府の命令なので、一旦受命したからには万全をつくすのが当然であった。

¹ 江戸時代、政治の実務は徳川将軍に直属する4, 5名の「老中」が毎月交替で仕切った。当番の老中は一人であり、月番老中と呼ばれ、実質的な責任者であった。

安龍福たちは長崎へ送られることが決定したので、その準備のために彼らは鳥取城下へ移された。移送の際、みだりに見物に出ないようにとの命令がだされた。朝鮮人が狼藉を働くかも知れないという理由から、特に女や子どもの見物は禁止された⁵⁴。それまでの安龍福たちは米子の大谷邸で外出を禁止され、代わりに酒を1日に3升(5.4リットル)まで許可されるような監禁状態が1か月以上も続いたので⁵⁵、あるいは酒の勢いにまかせて一騒動あったのかも知れない。

6月1日、安龍福たちは因幡国の鳥取城下へ到着し、重臣の荒尾大和宅で1泊した。翌日、同じく重臣である和田式部、津田将監、池田日向ら3人が揃って荒尾大和宅を訪問し、安龍福たちに会った⁵⁶。その目的や面談の詳細については記録がないが、内藤正中は、重臣たちは物珍しさから会ったのではないかと、こう推測した。

鳥取藩の重臣4名が集まって、アンピンシャに会っている。すでに米子で取調べが行われた上に、幕府から長崎送還の命令が出ているのであるから、鳥取ではもはや取調べをする必要はなかったはずである。物珍しさから異国人を見物するため、重臣四名が揃って出かけたのであろうか⁵⁷。

安龍福たちは重臣に会った直後、町会所へ移され、6月7日に長崎へ出発した。長崎へは、先に決定した随行者の他に朝鮮人のための料理人が1名、足軽が朝鮮人1名あたりに4名が随行した⁵⁸。そのため、一行の総勢は16名となった。一行は長崎への道中、各所で御馳走になったようである⁵⁹。

その間に幕府は竹島(鬱陵島)の調査を始めた。5月21日、勘定奉行の松平美濃守は鳥取藩邸へ竹島渡海に関する質問をおこなった。藩邸は、即答できる項目については翌日に回答書を提出し、国元への問い合わせが必要な事項に関しては1か月後の6月27日に回答書を提出した。二回にわたる回答書において、渡海許可は阿部四郎五郎の斡旋で老中の奉書を受けてなされたことや、大屋・村川両家が徳川將軍家の紋章を船に立てて渡海していたこと、その紋章のおかげで朝鮮に漂流した時に容易に日本の船とわかり対馬をとおして送還されたこと、鳥取藩が幕府に献上した

鮑は竹島の鮑であることなどが記された⁶⁰。その中で注目されるのは、竹島は鳥取藩の支配地でないと明言して「竹島は離れ島にて、人や住居はない。もつとも、伯耆守が支配する所でもない」と回答したことである⁶¹。鳥取藩は、竹島渡海が幕府の許可のもとになされたので、竹島は幕府の管轄下にあると認識していたのである。鳥取藩としては、そのような場所へ朝鮮人が渡来して鮑などを採り、日本人漁夫の妨げになるのは好ましくないという考えから、直接の管轄者である幕府に朝鮮人の渡来禁止を依頼したのであった。

5. 朝鮮史書がみた安龍福連行事件

朝鮮の史書が安龍福連行事件をどのように扱ったのか簡単にみることにする。最初に、安龍福連行事件から77年後に刊行された『東国文献備考』を取りあげる。同書は安龍福の功績として、「伯耆州の太守は関白に相談し、書契を安龍福たちに与えて言うには、“鬱陵島は日本領でない”とした」と記述した。これは安龍福が帰国した後、備辺司で供述した内容をほぼ信じて記述したのである。

ここで、語句の誤りを正したい。「伯耆州」という呼び方は適切ではない。通常は「伯耆」または「伯耆国」、「伯州」などと呼ばれる。あるいは藩名なら「鳥取藩」とされる。ただし、藩名が一般化したのは明治時代以降であり、江戸時代に藩名はほとんど使われなかった。ここでは便宜上で鳥取藩、対馬藩などと呼ぶことにする。鳥取藩は伯耆国と、藩庁の置かれた因幡国を支配した。一方、江戸幕府の最高権力者は正式には「征夷大將軍」、略して「將軍」と呼ばれた。したがって安龍福のいう「関白」は「將軍」というべきである。

さて、『東国文献備考』は安龍福事件から77年も経過して書かれたので、資料としての限界があることはいうまでもない。これに対し、『肅宗実録』は同時代の官撰書であるだけに資料としてより重要である。同書は『東国文献備考』と違って、安龍福たちの供述にかなり懐疑的である。特に「書契」に関しては、安龍福の供述として「近年、こ

こへ来て鬱陵島、子山島を朝鮮の地に定め、関白の書契までもらった」と記したが⁶²、同書、ひいては朝廷はその話を信じたわけではなく、逆に安龍福の供述に懐疑的であった。特に、1694年に接慰官として赴任し、東萊府で安龍福たちを直接尋問した兪集一は、安龍福が語った「伯耆州がくれた銀貨と文書を対馬島の者が奪った」という話などをまったく信用しなかった。彼はその理由を下記のように述べた⁶³。

近年、臣が東萊にて使者を務めた時に安龍福を尋問したところ、言うには「伯耆州でもらった銀貨と文書を対馬島の人々が奪った」としたが、今回、彼が伯耆州に呈文したことで「対馬島の人々が2千金で私を贖って本国へ送ると嘘をつき、その銀は本国で受けるとした」としたが、前後の話がとても食いちがっている。また対馬島の人々は元々銀で贖うことがなく、壬戌約條も秘密なのに、安龍福がどうやって聞くことができるだろうか？ また、倭人は皆 竹島が伯耆州の食邑としているのに、安龍福が一度話したからといって、朝鮮領とすぐには言わないだろうし、安龍福の呈文では鬱陵島は本国の地であると何度も述べたが、倭人と問答した文書や安龍福を送るとした文書には一切ふれられていない。このような事情はとても疑わしいので、再び調査して実情がわかった後に罪を論じるのが適当である。

兪集一は、日本が「伯耆州の食邑」としている竹島に関して、外交使節でもない、拉致された一漁夫がいくら領土主張したところで日本は簡単にそれを受け入れるはずがないので、彼に竹島を朝鮮領と認める書契を与えるはずがないと見抜いていた。彼の洞察力はもっともである。そのように安龍福の供述を信用しなかったのは、最高権力者である領府事の南九萬も同様であった。かれはこう語った⁶⁴。

安龍福が癸酉(1693)年に鬱陵島へ行ったが、倭人に捕まり、伯耆州に入ったところ、本州で鬱陵島は永久に朝鮮に属するとする公文を作ってやり、贈り物も多かったが、対馬島を経て来る途中で公文と贈り物をすべて対馬島の人に奪われたというが、その話を必ずしも信じられると感じはしなかった。

南九萬は、安龍福が3年後みずから渡日するや、その情熱を評価して安龍福の話
を信じるようになったが、朝廷では安龍福が語る「伯耆州がくれた銀貨と文書」の話を
ほとんど誰も信用しなかったようである。このように『肅宗実録』は、安龍福の供述を批
判的に受け止めていた。

6. 安龍福は江戸へ行ったか？

安龍福の連行事件をきっかけに、対馬藩と朝鮮政府との間で「竹島一件」交渉
が始まった。その交渉に安龍福の言動が大きな影響を与えた。特に安龍福の日本
における足跡が問題であった。具体的にいうと、安龍福たちは江戸へ行って厚いも
てなしを受けたかどうかということが交渉に重大な影響を与えた。

朝鮮政府は安龍福たちの供述などから、安龍福たちは江戸へ行き、路銀をもらう
など厚いもてなしを受けたと理解した。その反面、対馬藩が安龍福たちを冷遇した
のは江戸の大君の意思と違うと考えたのである。それは単に待遇の差についての理
解にとどまらず、対馬藩の交渉態度をもそのように理解した。すなわち対馬藩が朝鮮
の書簡から「弊境之鬱陵島」の字句を削除すると執拗に無理な要求をするのは、同藩
が江戸幕府の意向に反して独善的に「竹島一件」の交渉をしていると不信感を持つ
ようになった⁶⁵。そうした背景を解明するうえにおいても安龍福たちは果して江戸へ行
ったのかどうかを究明することは必要である。

朝鮮政府の見解に付合するかのように、日本の一部の資料に安龍福たちは鳥取
藩から江戸幕府へ送られたとの記述がある。その代表的な資料のひとつが、大谷家
の『竹島渡来由来記抜書』である。同書は元禄7年(6年の誤り)、大谷家が安龍福と朴
於屯を連行した事件の後日談をこう記した⁶⁶。

鳥取府にてご吟味されたうえで唐人を江戸府へお引渡しになられた。江戸表で

ご穿鑿が済み、順々に送って帰ることとなる。別記があるのでこれを省略する。

このように『竹島渡来由来記抜書』は安龍福たちが江戸へ行ったと記したが、その信頼性は疑問である。そもそも同書は「竹島一件」後、150年以上も経過した1868年に大谷家の子孫によって書かれたので誤記が多く見られる。たとえば、上の文においても年号を元禄6年とすべきなのに元禄7年と誤っている。また、竹島渡海免許を受けた年を元和4(1618)年としているが、池内の研究では1625年とされる⁶⁷。このように同書は全般的に誤りが多く、信頼性が低い史料であるので、そのまま信じることはできない。他の史料との照合が必要である。他の史料『異本伯耆志』にも「異人江戸へ送らる」と記されているようであるが⁶⁸、同書は書名にあるように「異本」なので参考程度の価値しかない。本来の『伯耆志』にそのような記述はない。

これらに反して、公的な史料、たとえば鳥取藩の『控帳』や『御用人日記』などには安龍福たちの江戸行きをほのめかず記述はまったくない。それどころか、これまで詳細に書いたように鳥取藩が安龍福たちを長崎へ送る過程などを詳細に記しており、江戸経由説が成立する余地は微塵もない。

一方、朝鮮の史料では『肅宗実録』に安龍福たちの江戸行きを認める記事がある。その記述は、江戸へ連れて行かれた漁民を江戸の大君(将軍)が厚遇したことを感謝する対馬藩宛の書簡で、下記のような内容である⁶⁹。

我国の海辺の漁民たちがこの島に行ったが、意外にも貴国の人たちが勝手に侵犯してきて、お互いに衝突するようになるや、かえって我国の人たちを引っぱって江戸まで連れて行った。幸いにも貴国の大君が充分に事情を汲み取り、たくさんの路銀を与えて送ったので、これは交隣の情が普通ではないことを知る次第である。

韓国ではこの記事を根拠にして安龍福たちの江戸行きを信じる研究者が多いようである。しかし、日本ではこの書簡を受けとった対馬藩や江戸幕府を初めとして、最近の研究者に至るまで江戸行きを信じる人はほとんどいない。それを史書において具体的

にみることにする。対馬藩の『竹島紀事』は朝鮮から受けとった上記の書簡を記録した記事において「質人」である安龍福たちの江戸行きを否定する見解をこう記した⁷⁰。

質人のふたりは江戸へは行かなかったが、(朝鮮の)書簡にこのように記載されたのは、ふたりが長崎を江戸と勘違いし、朝鮮へ帰ってから江戸より送られたと述べたことによります。

対馬藩は書簡を受けとった直後は安龍福たちが長崎を江戸と勘違いしたのだと考えた。しかし、朝鮮との交渉の過程で、安龍福たちは「因幡の城府を江戸と考え違いしたところから事が起こった疑いがある」と考えを変えた⁷¹。この見解は元禄8(1695)年12月、藩主の後見役である宗刑部大輔⁷²が江戸へ行った時に提出された下記の「口上之覚」にみることができる⁷³。

一昨年、竹島に留め置かれた朝鮮人2人をかの国へ送り届けたところ、漁民たちは因幡府を江戸と考え、東部から長崎まで送られる途中においては結構な御馳走にあずかったのに、対馬守のところへ行った以後、警護も厳しくして送還に及んだとの件、上部の考えはそのようではないのだが、対馬守の私見をもってこのように扱ったとかとのことです。これにより、重ねて竹島へ朝鮮人が行かれないようにと申し入れたことも、やはり対馬守の私見で申し入れたと、かの国では邪推していると聞いています。

この見解にももちろん幕府は異議をとない。対馬藩や因幡国を統治する鳥取藩、それに江戸幕府も安龍福たちの江戸行きを否定したのである。また、安龍福たちが江戸へ行ったとするのは日程的にも無理がある。鳥取と江戸との間の移動所要日数は『御用人日記』から明らかになっている。元禄元(1688)年、鳥取藩主が江戸から鳥取へ移動した時は19日、元禄三年の場合は20日、元禄5年の場合も20日を要した。他方、対馬から江戸へは36日かかるので⁷⁴、長崎から江戸へも同様の日数がかかる。これに対し、安龍福たちは6月7日に鳥取を出発して長崎に30日に到着、すな

わち移動に23日かけたことがはっきりしており、この間に江戸へ行ったと見ることは日程的にも困難である。

7. 長崎での安龍福

1693年6月30日、鳥取藩の使節は安龍福たちを連れて無事に長崎へ到着した。到着後の安龍福たちの言動を『竹島紀事』にみることにする。同書は安龍福たちの到着をこう記した⁷⁵。

朝鮮人2人、5月7日因幡を出発し、6月晦日に長崎へ到着した。因幡から護送の使者は松平伯耆守様のご家来である山田與左衛門と平井甚右衛門で総人数およそ10余人が付き添い⁷⁶、朝鮮人は駕籠で送られた。

この記事からも安龍福たちは駕籠に乗せられて送られたことがわかる。彼らがいかに大事に扱われたかをうかがい知ることができる。到着の翌日、長崎奉行所にて川口撰津守と山岡對馬守の二人の奉行が参席し、對馬藩の長崎留守居役・濱田源兵衛が同藩の通訳を介して安龍福たちを尋問した。安龍福たちの口述内容は、鳥取藩が作成した「朝鮮人口述書」と食い違いがないかどうか吟味された。具体的には安龍福の年令が問題になった。鳥取藩の文書では43歳とされたのに、長崎では40歳としたため、その食い違いが追求された⁷⁷。安龍福は、この違いは言葉がよく通じないためであると答えた。このように些細なことまで詮索したうえで「朝鮮人式人申口」が下記のように作成された⁷⁸。

1. 朝鮮国慶尚北道の東萊郡釜山浦の安ヨクホキ、蔚山の朴トラヒと申す者です。我々は蔚山という所から竹島という所へ鮑や若布採りに3月11日に出帆し、25日に寧海という所に着きました。そこを27日朝辰の刻に出発し、酉の刻に竹島へ到

着しました。

鮑や若布稼ぎに逗留していた所、日本人が4月17日に我々のいる所へ来て、着物など入れておいた平包みを収め、我々ふたりを彼らの船に乗せ、即刻午の刻に出帆し、鳥取へ5月1日未の刻に着きました。いつも竹島のことは鮑や若布がかなりあると聞いているので、一艘の船に10人乗り、寧海という所まで来たところ、10人のうちのひとりが病気になったので、寧海に残しておき、9人が乗りこんで右の竹島へ来ました。10人の内、9人は蔚山の者、同じく1人は釜山浦の者です。

1. 我々の乗った船と類船は3艘で、その内1艘は全羅道の船と聞いています。その人数は17人乗りです。同じく1艘は15人乗りで、慶尚道の加徳という所の者と聞いています。我々は日本の船に捕えられて来たので、彼らのことは即刻朝鮮へ帰ったのか、どこかへ行ったのか、前後のことは知りません。
1. このたび、我々が鮑採りに来た島は、いつも朝鮮国ではムルグセムとっています。日本の内の竹島という所であるというのは今回知りました。
1. 今度ここまで来た際、警護の方々に御馳走になって来ました。布や木綿、衣類なども貰いました。くわしいことは因幡での口上書で述べたとおりに間違いありません。
1. 我々は常に祝着を念じています。
1. 朴トラヒは34歳、安ヨクホキは40歳になります。しかるに因幡で43歳と言ったことになっているが、これは言葉がしかと通じないので、間違いもあるかと存じます。

この供述を行なったのは長崎へ着いた翌日であるが、安龍福は道中での待遇に満足していたので、取調べに対して何ら憶することなく供述したとみられる。供述の中で安龍福は、彼らが鮑を採りにいった島をムルグセムと呼んでいるが、それが日本では竹島と呼ばれているのは今回初めて知ったと述べた。また、于山島のことは「朝鮮人弑人申口」に何も記されなかった。安龍福たちは武陵島などに関する領土主張をおこなった形跡はみられない。同様に、安龍福が鳥取藩で領土主張を行なったな

どという記述もみられない。尋問時に安龍福たちの持ち物検査が行なわれ、鳥取藩から貰った品々記録されたが、その中に鳥取藩の「書契」などはなかった⁷⁹。

上の朝鮮人式人申口は、鳥取藩の口上書と違いがないことが確かめられたので、安龍福たちは対馬藩の濱田源兵衛に預けられた。ただし、幕府の命令があるまで安龍福たちを完全に対馬藩へ移送することは保留になった。原則的に長崎奉行の管理下に置かれたのである。

8. 対馬藩での安龍福

1693年8月13日、幕府から朝鮮人を対馬藩へ引渡すようにとの命令が届いたので、長崎奉行は安龍福たちを完全に同藩へ渡した。その際、奉行は、今回は通常の朝鮮漁民とちがうので長崎滞在中の費用は出さないことを告げた⁸⁰。安龍福たちを漂流民扱いではなく、日本の領域を侵した罪人扱いにしたものと思われる。9月2日、安龍福たちは対馬府に送られた。一説には安龍福の乗った船は9月3日に対馬国に着船したという⁸¹。9月4日、安龍福はさっそく対馬藩の取調べを受けた。その時の安龍福の供述内容は長崎での「朝鮮人式人申口」とほぼ同じであるが、次のように新供述が加わった⁸²。

- ・乗組員9人の名前や出身地。アンヨグ(安龍福)以外は蔚山出身。
- ・寧海とムルグセム(武陵島)間の距離は50里(200km)。
- ・昨年、蔚山のキンバタイなど20人がその島に渡った。今回、キンバタイの案内で来た。
- ・慶尚道加徳の船は、2人が以前にも来たことがある。
- ・その島が日本のものか、朝鮮の地であるのか一切知らない。日本へ渡って日本のものであると初めて聞いた。
- ・鳥取を出て26日で長崎へ着いた。途中、所々で御馳走になった。ご飯は、みそ汁

に7, 8皿の料理がついた。2人とも乗物で長崎へ来た。

最後の項目で「鳥取を出て」とされたが、これは安龍福の口述ではなく、筆記者の知識で書かれたようである。というのは、安龍福自身は長崎へ来る時の出発地点を鳥取ではなく江戸と信じていたからである。そのうえ、途中で大変な御馳走になったのは江戸の「関白」の恩恵であったと思ひこんでいたのである。そうした好待遇が対馬藩では一変し、安龍福たちは冷遇された。朝鮮人宿できびしい監視下におかれ、外出も禁止された。はなはだしくは、同藩は安龍福たちを「質人」呼ばわりした⁸³。朝鮮へも後述するように彼らを「質」と説明した。それに付合するかのようになり、安龍福は帰国後に対馬で縛られたと供述した⁸⁴。彼は対馬藩の虐待に耐えかねていたようである。それが、三年後にみずから渡日を決意させる原因のひとつになった。

安龍福を尋問した直後、対馬藩内で幕府が出した命令の背景について疑問の聲が湧き起こった。もし、幕府が竹島を伯耆国所属と考えているのなら、かつて竹島で弥左衛門たちを捕えることは伯耆国へ命じたはずである。それを対馬藩へ命じたのは、幕府は竹島を朝鮮領と考えているからではないだろうか、これは幕府へ問い合わせるべきであるという意見が天龍院(宗義真)から側近の加納幸之助を通じて出された⁸⁵。しかし、その時の衆議は、幕府の公命には従わざるを得ないという結論であり、それ以上の議論はされなかった。対馬藩にとっても幕府の命令は絶対的なものであり、たとえ竹島が朝鮮領であったとしても、公命に従って同島への朝鮮人の入島禁止を朝鮮に申し入れる方針を決定したのであった。

第4章 「竹島一件」交渉

1. 「竹島一件」交渉の開始

1693年11月1日、対馬藩の家老・多田與左衛門(橘眞重)は安龍福たちを連行して釜山の絶影島に到着し、翌日倭館へ入った。多田は公儀(幕府)の命であるという名分で、渋る東萊府を説得し、大差使(差倭)正官の資格で「竹島一件」の第1次交渉に望んだ。これに対する朝廷は、大差使と同格になる役職の接慰官として弘文館校理の洪重夏を中央から臨時に派遣し、東萊府使と共に交渉にあたらせた。両者の会談は12月10日に倭館で行なわれ、その時に安龍福たちが朝鮮側に引渡された。席上、多田は藩主・宗義倫の書簡を渡した。その内容は、昨年について朝鮮の漁民が日本の竹島で漁をしたので、漁民2人を「拘留」し、証拠のために「質」としたことを述べ、幕府の命令により漁民を返し、今後は朝鮮人が竹島へ行かないよう要求するものであった⁸⁶。

これに対して、朝鮮側は漁民が「弊境之鬱陵島」など外洋に出ることを禁止している実状や、漁民が日本の竹島に入ったのを隣誼で送り返してくれたのは欣感の至りであること、漁民は風に流されて時には漂流することもあること、深く越境して雑然と漁をするのは法によって罰するものであること、今まさに犯人を法で罰しようとしていること、今後は処罰を厳しくして布告することなどを記した回答書を送った⁸⁷。この時、朝廷はあたかも竹島と鬱陵島を別の島であるかのように書いて回答したが、これは宥和政策のためであり、最初から竹島と鬱陵島は同一の島であることを知った上で回答したのであった。朝廷は、今までほとんど顧みなかった島のことで日本との友好を損ないたくないと考える一方、鬱陵島に日本人が住むようになるのも心配なので、鬱陵島に対する領有権を残す方針から⁸⁸、洪重夏たちは窮余の一策として、竹島と鬱陵島が別の島であるかのような二島二名策を思いつき、回答書に「弊境之鬱陵島」の文字を入れたのであった。しかも、その趣旨を対馬藩へ予告すらしていた。11月19日、訓導の

卜同知が裁判・高橋八右衛門を訪問し、次のように告げた⁸⁹。

元来、竹島は朝鮮の鬱陵島に間違いありません。今度日本が言ってきているように日本へ渡すことはむずかしい。また、朝鮮のものでないということもできません。このため、島が二つあるので、一つは鬱陵島、一つは竹島に決めるべきと言うようになるとの判事たちの口ぶりです。接慰官の言い分も必ずそのようになるはずです。捨て置いた島ですが、必ず鬱陵島のことを述べるようになる形勢です。

接慰官のシナリオをあらかじめ知った正官の多田与左衛門は、会談において朝鮮の宥和政策を一蹴し、竹島すなわち鬱陵島は壬辰の乱以降は日本の領土になったので朝鮮人の入島を禁止するよう求めるとして、下記のように強硬な主張をした⁹⁰。

確かなことはわかりませんが、以前、鬱陵島は朝鮮の支配でしたが、壬辰の乱後は日本に属し、竹島はすなわち鬱陵島であると聞いています。一つの島を二つにして、一つは竹島、一つは鬱陵島にしておいて、もし又、朝鮮人が島にやってくるようなことがあつたら至って大変なことになります。かねてから鬱陵島へ行かないようにとの法制とのことなので、日本の竹島へ行かないよう重ねて堅く仰せつけられるというご返事であれば、相済むことになります。ご返書に無益な鬱陵島を載せるのは不審なことで、後日朝鮮のためにも面倒なことになります。接慰官におかれましては良くお考えいただき、ご注進くださるよう申し上げます。

対馬藩は、鬱陵島に対する日本の支配継続を主張したのであった。したがって、鬱陵島を朝鮮領とする「弊境之鬱陵島」と書かれた朝鮮の書簡を受け入れることができなかった。この字句の削除問題をめぐって両国間で応酬が続いたが、ついに物別れに終り、1694年2月22日、多田与左衛門は倭館を去り帰国した⁹¹。そのため、臨時職である接慰官・洪重夏もその役目を終えることになり、第1次交渉は終了した。

しかし、多田は閏5月13日に再び大差使として倭館へやって来た⁹²。目的は、問

題視した「弊境之鬱陵島」の字句を削除するよう求める対馬藩主・宗義倫の書簡を渡すため、および朝鮮から受けとった書簡を納得できないとして返すためであった。それに伴い、朝鮮では接慰官として兪集一が任命され、第2次交渉が始まった。この交渉において、朝廷はそれまでの鬱陵島と竹島を二島二名とした方針を転換し、竹島と鬱陵島は一島二名で朝鮮領であるとする礼曹参判の書簡を差倭に渡した。その書簡の後半で日本人の鬱陵島への渡海禁止を要求してこう記した⁹³。

我国の民が漁をした地はもともと鬱陵島であり、大竹を産するので竹島ともいうが、これは一つの島を二つの名前と呼ぶものです。一島を二名で呼ぶ状況はただ我国の書籍に記すのみならず、貴州の人も皆これを知っています。しかるに今回の書簡において、竹島を貴国の地として我国の漁船がまた行くのを禁止するよう望み、貴国の人が我が地を侵犯して我が漁民を拘束したことを論じないのは誠信の道に欠けることではないでしょうか。深く願わくは、この意を汲みとり、東都に知らせ、貴国の海辺の人たちが鬱陵島へ往来してまた事を起こさないよう布告すれば、お互いの交誼にとって幸甚に勝るものではありません。

この書簡をみて多田与左衛門たちは驚いた。朝鮮の前回の書簡とまったく違って、突然に日本人の入島禁止を要求する内容だったからである。対馬藩は、朝鮮がこのように方針を変えた背景に安龍福の影響があると、次のように推測した⁹⁴。

癸酉(1693年)の書簡と甲戌(94年)の書簡の内容が格別に違うのは、竹島へでかけた朝鮮の漁民たちを呼び寄せて今の朝廷がじかに尋ねたところ、かれらが言うには、竹島では縄をかけられ囚人として扱われ、江戸へ送り届けられたが、江戸の官衙ではことのほか様変わりして、そのようにした事は不調法千万ということで、彼を捕えた者たちに斬罪を命じ、我々には衣服をくだされ、そのうえ丁寧に御馳走をなされて長崎まで送り届けられた。道中、駕籠に乗せてくださり、左右から扇いだり、あるいは金銀をくだされ、ことのほか結構に仰せ付けられたが、長崎で対州(対馬

藩)の役人たちが受けとった後、また囚人のように扱われた。

我々のことを囚人のように扱い、再びその島へ渡らないようにしているのは江戸の御心ではなく、ひとえに対州の心であると言うので、朝廷は実にもっともであると思われ、それからは対州を疑い、公命ではないと理解して「(日本人が)越境、侵入とか、誠信を欠く」とかの文字を書き載せる様子です。右の漁民たちの言い分でもって理解したので、甲戌の返信の中で「意外にも貴国の人たちが勝手に侵犯してきて、お互いに衝突するようになるや、かえって我国の人たちを引っぱって江戸まで連れて行きました。幸いにも貴国の大君が十分に事情を汲み取り、たくさんの路銀を与えて送りました」とあるのはその趣旨にふさわしいので、漁民の言い分を真に受けて朝廷は直接その趣旨を書き載せたためと考えられます。因幡の城府を江戸と考え違いしたところから事が起こった疑いがあるので、これを充分明らかにすれば、以後は納得し、適切な返信をもらえると考えられます。

安龍福は因幡国を江戸と勘違いしたことは前に述べたとおりであるが、かれはその「江戸」、すなわち因幡国ではもてなしを受けたのに、対馬藩で急に囚人扱いされたのは、幕府の公命ではなく、対馬藩の勝手な振る舞いによるものだという安龍福の供述が朝廷ですっかり信用されたのであった。そうした安龍福の陳述が朝廷を動かしたようで、『肅宗実録』にこう記録された⁹⁵。

たしかに、安龍福と朴於屯が初めて日本へ行った時にとてもよく遇してくれた。衣服や椒燭をくれ、また諸島に移牒して口だしできないようにした。しかるに、長崎島から侵責が始まった。対馬島主の書契に竹島を説くのは、後日において江戸に功を立てるための計略である。兪集一が安龍福を尋問して初めてその事実がわかった。

安龍福が述べた、対馬藩の「江戸に功を立てるための計略」という見方はある意味では当たっていた。たしかに対馬藩は幕府に命じられた以上のことを独善的に行なっ

ていたのである。幕府の命令は、単に竹島に朝鮮人が来ないように要求することどまっていた。しかも朝鮮がそれを受けいれると書簡で約束したので、形の上で幕府の命令は成し遂げられた。しかし、対馬藩はそれで満足しなかった。朝鮮の書簡に「弊境之鬱陵島」の文字があったことに注文をつけ、竹島はすなわち鬱陵島であり、壬辰の乱以後は日本の支配地になったと主張し、日本の鬱陵島支配を無理に朝鮮に認めさせようと独断専行した。これこそ対馬藩の「江戸に功を立てるための計略」であったといえる。そうした対馬藩の計略に朝廷が反発するようになったのは、安龍福の供述がきっかけであった。

朝鮮の強硬な書簡に対し、対馬藩は本格的に反論を開始した。1695年5月15日、朝鮮の書簡に対する4箇条の疑問点を東萊府へ提示し、6月10日まで回答するように要求した。しかし、態度を硬化した朝鮮からは満足できそうな回答を得られず、多田與左衛門は帰国した。こうして第二次交渉は終了した。これ以後、対馬藩からこの問題で大差使が再び派遣されることはなかった。

2. 「竹島一件」交渉の転換

多田の帰国後、対馬藩内部で強硬路線に対する反省が起きた。後に竹島一件の解決に大きく貢献した穏健派の陶山庄右衛門は、他国の島を無理に取って江戸の公儀に差し上げるようなやり方は「不義とは言えても、忠功とは言えない」と批判した⁹⁶。まさに安龍福のいう「江戸に功を立てるための計略」と一脈通じるものがある。

対馬藩は朝鮮との交渉が完全に行きづまるや、宗義真と国元家老である平田直右衛門が江戸へ赴いて幕府と協議を始めた。1695年11月25日、平田は老中・阿部豊後守の家臣・三沢吉左衛門と面談し、これまでの経緯を説明した⁹⁷。また、補足資料として宗義真の口上書や朝鮮との往復書簡、『輿地勝覧』や『芝峰類説』などの文献を提出した。

これを機に、幕府は竹島(鬱陵島)に関する調査を再び始めた。12月24日、阿部

は鳥取藩の江戸藩邸へ7か条からなる質問をおこなった。その第1条で「因州 伯州え付候 竹島はいつの此より両国の附属候哉」と質問した。幕府としては、竹島をてっきり因幡国、伯耆国を支配する鳥取藩に所属する島と考えていたのであった。幕府は7, 80年前に「潜商事件」で竹島を朝鮮領と判断した史実を忘れていたようである。これに対する鳥取藩の回答は「竹島は因幡 伯耆附属には御座なく候」として、自藩領ではないと断言した。さらに重要なのは、第7条で「竹島の外 両国へ附属の島 これ有り候や」と幕府が質問したことである。これに対する鳥取藩の回答は「竹島 松島其外 両国え附属の島 御座なく候事」として、竹島とともに松島についても鳥取藩に附属するものでないことを明言した。ここで注目されるのは、幕府は松島(竹島=独島)の存在を知らなかったことである。そのため、新しく名前が出た松島に関心を示し、その位置や所属、渡海の実状などに関して追加質問をしたのである⁹⁸。

幕府は、鳥取藩が竹島は同藩の付属ではないと回答したため、同島を放棄する方向で対馬藩と協議した。1696年1月28日、老中4人が列座するなかで、老中の戸田山城守が対馬藩の天龍院(宗義真)に覚書を渡すとともに、米子町人の竹島渡海禁止をこう伝えた⁹⁹。

口上の覚え

先年以来、伯州米子の町人2人が竹島へ渡海し、今に至るまで漁をしました。朝鮮人もその島へ来て漁をしたとのこと。それなら日本人が入りまじることは無益なことで、今後は米子町人の渡海を差し止める旨を仰せられました。松平伯耆守へ奉書をもって知らせました。それを心得るよう申しわたします。

同日、老中4人の連署による竹島渡海禁止の奉書が江戸の鳥取藩邸へ渡された¹⁰⁰。それに伴い、鳥取藩主宛に発行された幕府の竹島渡海許可証は、2月9日、同藩から幕府へ返納された¹⁰¹。しかし、国元へは8月1日に竹島渡海禁止の奉書がもたらされた。伝達が半年も遅れたのは、老中・大久保加賀守から藩主が帰国して直接地元

へ伝達するようにとの指図があったためである。その経緯を『御用人日記』はこう記した¹⁰²。

伯州米子の町人、村川市兵衛・大谷甚吉へ今後竹島渡海の儀を制禁すると(幕府が)命じられた旨を、最前(藩主が)江戸にいる間に御奉書で下され、御帰国のうえでもって右のことを市兵衛、甚吉へ命じるようにとの大久保加賀守の御指図により、今日制禁の旨を命じられました。

老中が伝達の時期を遅らせたのは、対馬藩の要請に多少は配慮した可能性がある。対馬藩は「竹島一件」交渉で朝鮮に対して朝鮮人の竹島渡海禁止を要求中であり、その最中に幕府による日本人の竹島渡海禁止令が対馬藩以外から朝鮮に伝わったのでは、同藩の立場が危くなるので、宗義真が幕府に竹島渡海禁止令の公開を遅らせるように要請したのである¹⁰³。

3. 「竹島一件」交渉の解決

幕府による竹島への渡海禁止措置はすぐには朝鮮へ伝えられなかった。対馬藩は「竹島一件」交渉が暗礁に乗りあげている中で、それをどのように朝鮮へ伝えるのか苦慮していたのである。それまでの対馬藩は、朝鮮人の渡海禁止を要求して数年間も朝鮮と難交渉を続けてきたが、幕府の決定は日本人の渡海禁止という、当初の要求とは逆の結論であっただけに、それを単純に朝鮮へ伝えるわけにはいかなかった。下手をすると、今までの交渉が対馬藩の独断であり、幕府の公命に逆らって行なわれたと朝鮮から非難されかねないのである。そうした最中に安龍福の第2次渡日がなされた。安龍福問題とあわせて「竹島一件」交渉の解決が迫られた。同藩は幕府と協議し、老中の「軽く済むように」という意向を受け、日本人の渡海禁止を口頭で朝鮮へ伝えることにした。対馬藩の当初の要求とまるで逆の結果を伝えるので、正式な文書で

申し入れるのを躊躇した結果であった。

渡海禁止を軽く口頭で伝える方法としては、朝鮮から渡海訳官使が対馬藩へ派遣される機会が利用された。10月16日、宗義真は対馬へ来た朝鮮の渡海訳官使である卞同知と宋判事に口頭で幕府の決定を伝えた。さらに、これを口上書にして、両訳官使へ渡した。同時に安龍福たちが対馬藩を經由しないで鳥取藩へ訴訟に及んだことを追求する口上書も渡した。しかし、日本語の口上書は「落着きがたい」という訳官使の申し出で、二通の口上書を漢文に直し、年寄たちが書名捺印した上で訳官使へ渡した。ただし、あて先は書かれなかった。この年寄とは6人の家老を指す。同書に対する卞同知と宋判事の返書は、杉村采女(うねめ)など6人の家老宛てに出された。同藩の渡海禁止を知らせる漢文は次のような内容である¹⁰⁴。

前太守が竹島の事で使節を貴国に派遣したのが二度ありましたが、使節の仕事が完了しないまま、不幸にも他界したので、これにより使節を召還しました。

その内、(宗義真が)上船して(江戸に)入観した時、(老中)の質問が竹島の地形と方向に及ぶや、事実に依拠して答えました。その島が本邦から遠く離れており、かえって貴国からは近くにあります。おそらく、両国の人たちがそこで混じれば潜通や私市などの弊害が伴います。そこで命令を下し、永く民が行って漁採するのを許しません。

そもそも、隙間が生じるのは細微な所からであり、禍患は下賤より起きるのが古今の通病であるので、予め起きないようにするのがむしろ良いと考えられます。これを以て、100年の友好をひとえに願い、一つの島など小さなことを直ちに較べないのが、両邦の義にかなうのではないのでしょうか。

南宮が応じて懇懃に修書して、本州(対州)が代わりに(朝鮮側の)深い謝意を(江戸へ)伝えるので、訳使が帰国する日を待ち、(この意を)上申して抜けがないように願います。

対馬藩は、竹島までの距離は朝鮮の方が近いことや、その島に日朝の漁民が入り

乱れると、密貿易などが起きる可能性があるという理由などをあげ、日本人の渡航禁止を公式に知らせた。この重要文書は、明治時代に内務省が竹島(鬱陵島)の帰属問題を調査したときにも引用された¹⁰⁵。この文書を朝鮮へ渡したことにより「竹島一件」交渉はほぼ終わったも同然である。訳官の卞同知と宋判事は1697年1月に帰国したので¹⁰⁶、朝廷に日本人の渡海禁止が伝わったのはそれ以後になった。

第5章 安龍福の第2次渡日事件

1. 鬱陵島への渡航

1696年、安龍福はみずから進んで第2次渡日を行なった。その行程は Fig.2に示すとおりである。彼は、鬱陵島へ行くようになった経緯を帰国後に備辺司でこう語った¹⁰⁷。

自分は本来東萊に住んでいるが、母に会うため蔚山に行った。ちょうど僧の雷憲にあったので、近年に鬱陵島へ往来したことや、その島に海産物が豊富なことを話したら雷憲らは利をさとった。ついに一緒に船に乗り、寧海に住む船頭の劉日夫らと一緒に出発してその島に着いた。

安龍福は豊富な海産物が目的で鬱陵島へ行ったと供述したが、それは目的のひとつであり、他にも目的があった。それについては後述することにして、この節では彼の足取りを日本の史料でたどることにする。2005年に発見された隠岐島の村上家文書、すなわち『元禄九丙子年 朝鮮舟着岸一卷之覚書』によれば、彼は3月18日に鬱陵島へ着いて、約2か月にわたって鮑など海産物を採っていたのである。ところが『肅宗実録』に載った安龍福の供述によれば、彼はその時に日本人の船を見つけたので、彼らを叱り、追いはらったとされた。同書にこう記された¹⁰⁸。

山には雑木や鷹、カラス、猫が多く、倭船も多く来て停泊していたので、同乗者はみな恐れていた。自分が「鬱陵島は本来我が地なのに、倭人がなぜ敢えて越境侵犯するのか、お前たちを皆縛る」と言って、船の先頭へ進み一喝した。倭人は「我々は本来松島に住むが、たまたま漁に来た。今ちょうど本所に帰るところだ」と言った。そこで「松島は子山島であり、これもまた我国の地である。お前たちは敢え

てそこに住むのか」と言った。ついに翌日の早朝、船で子山島へ行ったら、倭人たちが釜を並べ、魚膏を煮ていた。これを杖で撞き破り大声で叱ったら、倭人たちは収めて船に乗せ、帆をあげて帰った。自分も船に乗って後を追った。

上記の内容とほぼ同じことが『東国文献備考』にも書かれたが、若干違う箇所がある。松島を『肅宗実録』では「子山島」とされたが、『東国文献備考』では「芋山島」とされた。また、『肅宗実録』では「倭人は、我々は本来松島に住むが、たまたま漁に来た。今ちょうど本所に帰るところだ」と書かれたが、『東国文献備考』では、「倭が答えているには、もともと松島に向ったが、ちょうど帰るところだ」とされた。

ここで問題は、安龍福は鬱陵島で日本人に会ったかどうかであり、これは慎重に検討する必要がある。日本の資料ではそのような記事は見当たらない。また、日本の一部の研究者は、この年に幕府の渡海禁止令がくだったので、この年は竹島への渡海は行なわれなかったと主張した。たとえば、下條正男はこう記した。

安龍福が隠岐島に密航してきたのは1696年5月20日。だが対馬藩からの要請を受け、江戸幕府が鬱陵島への渡海禁止を鳥取藩に命ずるのは4か月ほど前の1月28日。鳥取藩米子の村川両家に与えられた「渡海免許」が幕府に返納されたのは2月9日である。

韓国の歴史教科書が教えているような、安龍福が鬱陵島で「日本の漁民たちと遭遇し、日本に渡ってわが領土であることを確認する」ことはなかったのである¹⁰⁹。

たしかに「渡海免許」が返納されたのは2月9日であるが、渡海禁止令が鳥取藩の城下に伝わったのは、前に述べたように、その年の8月であった。したがって、この年の春の時点で大谷・村川両家は渡海禁止令を知らなかったもので、例年どおり渡海した可能性がある。しかし、この年にも安龍福が鬱陵島で日本人に出会ったなら、そのような重大事を、安龍福たちが隠岐国で代官手代の取調べを受けた時に言及するはずである。ところが、その取調べの記録である村上家文書にそのような記述はない。

村上家文書は安龍福の供述を忠実に記した信頼度の高い資料であるだけに、そこに日本人との出会いが書かれなかったのは、おそらくそうした事実がなかったと考えられる。

また、大谷・村川両家の状態からいっても、この年の出漁は困難だったと思われる。1692年以来、4年連続して竹島での収穫がほとんどなかったうえに、1695年に渡海するための資金の前借りを鳥取藩から断わられていたのである¹¹⁰。従来、大谷・村川両家は鳥取藩からたびたび渡海資金として銀15kg程度を借りていたが、この年に限って断られたのは、鳥取藩が貸し金の回収にリスクを感じたためとみられる。それでも両家は1695年に渡海したが、この年もやはり竹島へ朝鮮人が来ていたため、ほとんど収穫がなく帰国した¹¹¹。その結果、財政状態は困難な状態にあったと思われる。そうした状況下で、仮に1696年に渡海しても、島に朝鮮人が来ている可能性が高く、収穫はあまり期待できない。そのため96年は朝鮮人問題の成りゆきをみて、渡海を見送った公算が強い。そうすると、この年に安龍福たちが竹島で日本人に出会った可能性は薄くなる。しかし、その前年なら安龍福たちが鬱陵島で日本人に出会った可能性がある。これについては後に考察する。

で、「近年、ここへ来て鬱陵島、子山島を朝鮮の地に定め、関白の書契までもらったのに、この国では定式がなく、今また我が地を侵犯した。これは何の道理か」と言った。すると、伯耆州へ伝えると言った。長い間、消息がなかった。

安龍福が述べた玉岐島は、発音などから隠岐島をさすことは間違いない。ここでも安龍福は3年前の「関白の書契」について繰り返し述べたが、それは存在しないだろうとする当時の接慰官・愈集一の見解は先に紹介したとおりである。また、「急に狂風に遭い、漂流して玉岐島へ着いた」という供述は、海禁の罪に問われることを恐れてそう述べたようである。村上家文書は、安龍福たちが訴訟目的で伯耆国へ行く途中に隠岐島へ寄ったことをこう記した。

安龍福がいうには、自分が乗っていた船の十一人は、伯耆国へ行き、鳥取の伯耆守様に申し上げたいことがあるので行きます。風の具合が悪いので当地に寄りました。順風があり次第、伯耆国へ渡海いたします。……

安龍福とトラベの二人は、4年前の酉年の夏に竹島で伯耆国の船に連れていかれました。そのトラベもこのたび同行しましたが、竹島に残してきました。

5月21日、安龍福たちは飯米がなくなると隠岐国の当局に訴えた。その理由として、隠岐へ寄るつもりがなかったのに、やむを得ず寄ったため食料がなくなると釈明した。安龍福たちに村の庄屋が米を差し入れてくれたが、その時に庄屋は訴訟目的について書いて提出するよう求めた。安龍福は、一旦は了承したものの、翌日の朝にはそれを拒否し、伯耆国へ行ってくわしく言うので、再び聞かないでくれとの書付を出した。22日、彼らは舟では揺れて書き物ができないということで上陸し、農家を借り、船中で下書きした書付を「訴訟一卷」としてまとめた。その内容は村上家文書には記されなかったが、調査にあたった隠岐代官手代の中瀬弾右衛門、山本清右衛門らはその内容をだいたい把握していたようであった。その内容は、安龍福たちが竹島・松島の描かれた「朝鮮八道之図」を持参していたことから、鬱陵島と子山島が朝鮮領である

ことを主張する内容であったと思われる。そのことが次の村上家文書から推定される。

- 一. 安龍福が申すには竹島を竹の島と申し、朝鮮国江原道東萊府の内に鬱陵島と申す島があり、これを竹の島という事です。八道の図に記して持っています。
- 一. 松島は右の同じ道内で、子山という島があります。これを松島といいます。この二つとも八道の図に記してあります。

安龍福は竹島、松島の位置について、「竹島と朝鮮の間は30里(120km)、竹島と松島との間は50里(200km)」と述べたので、竹島と松島は今日の鬱陵島と独島を指すことは間違いない。村上家文書の記述は5月23日で終わったが、この史料の意義を内藤正中は「安龍福が竹島、松島が朝鮮の領土であると日本側に主張した事実を確認できるのは、『朝鮮王朝実録』などの韓国側史料でなく、唯一隠岐でのこの文書であるといえる¹¹³」と高く評価した。

3. 鳥取藩への渡航

隠岐国に朝鮮の船が着岸したという知らせは隠岐国代官の手代から鳥取藩へ6月5日に届いた¹¹⁴。朝鮮の船が伯耆国へ「願いの儀」があつて渡海したということなので¹¹⁵、鳥取藩は急ぎ目付の平井金左衛門や郡奉行、諸事を取り仕切る山崎主馬たちを招集して対策を協議した¹¹⁶。同時に藩主の滞在する江戸の鳥取藩邸へも飛脚で知らせた。藩主は幕府へその旨を記した口上書を13日に届けた¹¹⁷。

その間に隠岐島を出発した安龍福たちは、6月4日に伯耆国の赤崎に現われ、さらに東へ向った。鳥取藩から急派された山崎主馬は因幡国の長尾鼻で朝鮮の船と出会い、その船を青屋へ引き入れた。その際、安龍福たちは船に旗を掲げた。旗の文字が青屋村の村民に写しとられ、「朝鬱兩島監税將 臣 安同知騎」と記録された¹¹⁸。

『因幡志』は、「朝嶺兩島は嶺陵島[日本ニテ是ヲ竹嶋ト称ス] 于山嶋[日本ニテ松嶋ト称ス] 是ナリ」と記した。同書で「于山嶋」の横に「ウサムスム」と読み方が記されたが、先の村上家文書では「子山」の横に「ソウサン」と記された。一方、『肅宗実録』では安龍福の供述として「子山島」と記されているので、彼は竹島＝独島を子山島と呼んでいたようである。

青屋に停泊中の安龍福たちに鳥取藩の平井金左衛門が会ったが、彼は朝鮮人とは通訳がないので話が通じなかったと記録された¹¹⁹。しかし、安龍福は隠岐国代官の手代とは十分な会話のできたので、話が通じなかったという記録は奇妙である。実は、安龍福たちは青屋で村民とも交流し、花田季進士(李仁成)は村民に8枚の揮毫まで与えていたのである¹²⁰。平井金左衛門と会話ができないはずはないのである。後日、江戸の鳥取藩邸の吉田平馬が対馬藩に「アンヒチャクは諸事案内をよく知っており、大体日本の言葉話します」と語ったのである¹²¹。鳥取藩は、幕府へ建前上で朝鮮人とは言葉が通じないと報告していたので、公文書ではそのように記述したと思われる。

鳥取藩は、次に儒者である辻晩庵を派遣した。彼は千念寺で安龍福たちと対談を行なった。一説に辻は筆談を行なったとされた¹²²。辻は朝鮮人の目的について「竹島の訴訟のようにも聞こえなかった」と藩へ報告した。どこまで話合ったのか疑問である。その間、船にある所持品が調べられ、その記録が江戸へ送られた¹²³。その書付の送付時に安龍福たちが隠岐島で書いた「訴訟一卷」も江戸へ送られたとみられる。ただし、「訴訟一卷」が青屋で出されたのかどうかは記録がないので定かではない。この「訴訟一卷」は『肅宗実録』に書かれた呈単と見られる。安龍福が鳥取藩へ呈文したことは朝廷で高く評価され、『肅宗実録』は領府事である南九萬はこう語った¹²⁴。

今や、安龍福が再び伯耆州に行って呈文したのをみれば、前の話が事実のようです。安龍福が禁令を犯して再び出かけて事を起こした罪は決して許されず、誅されねばなりません。しかし、対馬の倭が嶺陵島を竹島と仮称して江戸の命令と偽って、我国が嶺陵島に人が往来するのを禁止させようとして中間で欺き弄する実情が、

やっと安龍福のおかげですべて露わになりました。これは、またひとつの快事です。

安龍福が呈文したことは、対馬藩でも把握していた。97年2月、対馬藩は東萊府に「去年の冬に貴国の人が单子(呈書)を提出したことがあったが、朝廷の命令によるものであるか？」との質問をした¹²⁵。安龍福が呈書を提出したことは、幕府から対馬藩へ知らされたものとみられる。ただし、呈書の内容は『肅宗実録』や『竹島紀事』に記録がなく不明である。対馬藩の書簡に対して礼曹参議の李善溥は翌年3月の返書において「其の呈書、まことに妄作の罪あり」と回答した¹²⁶。たとえ安龍福の功績が大きくても、外交上は対馬藩に対しては漂風愚民のやったことで朝廷のあずかり知らぬことと通したのである。

朝鮮人が伯耆藩に来たとの知らせは、6月22日に江戸の鳥取藩邸から老中の大久保加賀守へ知らされた。翌日、大久保から対馬藩の幼い藩主である宗次郎のもとへ伝えられた。この時の大久保の考えは、朝鮮人が因幡へ訴訟のために来たのなら、因幡で取りあげざるを得ないというものであった。さらに、大久保は対馬藩に対して、鳥取藩は朝鮮人の言っていることが判らないというので、すぐに通訳を鳥取藩へ送ってほしいと依頼した。対馬藩は詳細な情報を求めて、同藩留守居の鈴木半兵衛が鳥取藩の聞役である吉田平馬に会い、次のようなことを聞きだした¹²⁷。

隠岐国から朝鮮人11人が船1艘に乗り、6月4日に伯耆へ着船しました。その内の5人は出家しています。伯耆に差し置いた家老から因幡へも早々に言ってきました。ご先代の時からこちらでは何事も取りあげずに長崎奉行所へ遣るようこととされているので、因幡へ行くに及ばないと言い聞かせたのですが、立腹し、水竿でこちらの者を打ち倒した上で、我々ばかりが先にやって来た、竹島には朝鮮の船が30艘余りも来ているとっています。翌5日、朝鮮人を因幡に残しました。11人の内、先年、竹島へ来た朝鮮人のアンヒチャクは諸事案内をよく知っており、だいたい日本の言葉を話します。

訴訟のことは、そちら様のことのように聞きました。しかしながら、加賀

守様にはそちら様のことは何かと言いくいので、何事も言葉が通じないと申し上げています。それについての加賀守様のお考えは、筆談だったら埒があくのではないか、筆談は行なわなかったのかと言われたので、筆談を行なったのでは、訴訟のこを受けつけたも同然になるので、筆談を行なわなかったと申し上げました。ともかく、そちら様のことで、何としても因幡へ通訳の侍たちを寄越されるようにと存じます。

先年、アンヒチャクが竹島へ来たとき、そちら様の国元や朝鮮で縛ったりしなかったのか、そのようなことを言い、ともかくそちら様のことをいっていると言われたので、半兵衛は、かつてそのようなことを聞いていませんと言い、今度の朝鮮人がご領分へ来次第、並びに異国船のことでご先代にくださったご奉書を写させてくださいと申し入れ、そこから帰りました。

鳥取藩は、安龍福たちの訴訟の目的を竹島に関するだけでなく対馬藩に関係したことのようだと記したが、鳥取藩が訴訟は長崎に限るという姿勢に終始したのなら、対馬藩に対しては建前上、安龍福の訴訟内容を聞かなかったとせざるを得ない。同藩は3年前、先代の藩主である池田光仲(松平伯耆守)の時代、安龍福を連行した事件に関連して老中・大久保加賀守から「異国の船に関する定め奉書」を受けとっていた¹²⁸。対馬藩が写しとった奉書はそれを指すものとみられる。その対馬藩の理解であるが、宗義真は訴訟の目的を「先年、竹島へ来たアンヒチャクという者が乗って来たとのことなので、定めし竹島の訴訟にあるだろう¹²⁹」と想定していた。

一方、鳥取藩において安龍福は対馬藩や釜山の倭館で縛られたことなどを語ったようだが、そうした対馬藩の行状を明らかにすることも訴訟の目的のひとつであったようである。しかし、訴訟の本来の目的は、船の旗に記された「朝鬱両島監税将」に示されたように鬱陵島と子山島は朝鮮領であることを訴え、対馬藩が両島を日本の支配下に置こうとする計略を訴えるためであったと思われる。そのために、朝鮮を出航する前に「朝鮮八道之図」を用意して、渡航時に持参したものであろう。これについては、後に詳述することにする。

6月14日、安龍福たちは青屋から加路(賀露)の東禅寺へ山崎主馬らによって移された¹³⁰。しかし、老中・大久保加賀守は、かれらを東禅寺に置くことを「御無用」と禁じ、船中に留め置くように指示した¹³¹。しかし、その指示が鳥取城府へ届くまでの間、鳥取藩は安龍福たちを朝鮮国の使者として遇し、鳥取城下の町会所でもてなしたようである。その様子を『竹島考』は次のように記した。

朝鮮国、使舶を本藩に通じる

元禄9年6月4日、伯耆国赤崎灘へ朝鮮の船が到着する……

同21日、伝馬9匹をやり、戸田市右エ門、牧野市郎右エ門、岡嶋藤兵衛が途中を警護し、異客を本府の町会所へ差し置かれ、逗留中の御馳走を羽原伝五兵衛に命じられる。

一方、安龍福たちを朝鮮の使者として御馳走したことは藩の公式記録には見えない。『竹島考』の記述が正しいなら、鳥取藩は老中の指示に反するような扱いをした上に、安龍福の服装や官名詐称に惑わされて朝鮮の使者と見間違えたことになり、そのような記録を公式に残すわけにはいかなかったとみられる。そのうち、老中の「朝鮮人を寺に置くことは無用」との指示が国元に伝わったので、彼らの船を子山(湖山)池に引き入れ、安龍福たちを池の中の青島に幽閉した。藩の公式記録によれば、7月22日に和田瀬兵衛が子山池にいる朝鮮人の作廻人を命じられたので¹³²、この頃に安龍福たちは子山池に移されたとみられる。その3日前に江戸に滞在していた藩主・池田綱清が鳥取へ帰国した。藩主は、江戸滞在中に老中から朝鮮人を追い返すようにとの命令を受けていたので、幽閉中の安龍福たちに会うことはなかったようである。

幕府は、朝鮮人を追い返すとの決定に至るまで何度も方針が揺れ動いた。当初、因幡で朝鮮人の訴訟を受けつけざるを得ないとしていた老中の大久保も翌日の24日には考えを変え、すべての訴訟は長崎奉行が扱うので朝鮮人を長崎へ行かせること、もし長崎へ行かないなら帰帆させるようにという指示を鳥取藩の吉田平馬と対馬藩の鈴木半兵衛の二人に言い渡した¹³³。これに対し、対馬藩は、安龍福たちを直接追い

返すよう老中へ進言した。その理由が『竹島紀事』に記されたが¹³⁴、それを池内敏はこう要約した。¹³⁵

(朝鮮人が)因幡をめざして渡航してきたことや、先年竹島(鬱陵島)に来ていたアンヒチャク(安龍福)が一行中にあるところからすれば、今回の渡航目的は「竹嶋之訴詔」にあるのかもしれない(傍線a)。すでに朝鮮側が納得いくであろう日本人竹島渡海禁令が幕令として出たにもかかわらず、まだ朝鮮側に伝えてはいない。もしここで安龍福の訴詔が竹島一件にかかわるものであり、そうした訴詔を受け付けたとすると、朝鮮側は、日本人竹島渡海禁令を安龍福の訴訟行為によって勝ちとったと誤解するに違いない。とすると、今後日朝間で係争が生じることにより直接来航して訴訟をして解決を図る者も現れるだろう(b)。それでは、日朝間を取り次ぐという対馬藩の存在意義を大きく損なうこととなる(c)。

朝鮮から日本へ何らかの用件がある場合には対馬藩を通して行うのであって、他国(藩)に直接かけあつたりしないという約束なのだ。だから他国(藩)に訴え出るなどという先例は無い(d)。本来取り次ぐべきところ(対馬藩)へ断りもなく直接にどこか別のところ(鳥取藩)へ訴え出るなどということが今回認められてしまえば、それが今後の先例となってしまう。それでは対馬藩にとって大問題である(e)。

したがって安龍福一行は以下のように処置されるべきとなる。まずもって訴詔を聞かずに鳥取藩領から直ちに帰帆させること(第一案f)。もしそれができなければ長崎奉行所へ送り届け、訴詔を受け付けずに本国送還の手順をすすめること(第二案g)。訴詔を聞かざるを得なければ、対馬藩が、以酹庵立ち会いのもとで聞いたうえで、幕府へ報告する(第三案h)。

7月24日、老中は対馬藩の第一案を取り入れ、安龍福たちを直接帰帆させるよう鳥取藩へ最終指示をだした¹³⁶。これにそって、8月6日、安龍福たちは、加路から追放された。その後になって、対馬藩の通訳がやっと鳥取藩へ到着したが、朝鮮人がいなくなったので、そのまま帰った¹³⁷。

その後、安龍福たちが江原道の襄陽県に帰ったとの報告が8月29日に江原監司から朝廷になされた¹³⁸。安龍福たちが加路を出発して23日後のことである。その間、安龍福たちはどこにいたのかは必ずしも明らかでない。一説によると、隠岐の福浦に寄ったとされる。矢田高當『長生竹島記』によれば、「同島より8年目あべんてふ虎へひ義を糺して隠州を再び渡海之事」条に唐人が朝鮮を指して帰ったとの記述がある。同条に記された「同島」とは竹島であり、「あべんてふ」は安龍福、「虎へ」は朴於屯をいう。同条は安龍福と隠岐島民との別れを「唐人も名残はるかに はらはらと涙を流し、手をあげて朝鮮さして帰りける。たとえがたなき(ママ)別れなり」と描写した。ただし、同書は信憑性が乏しいので、その記述はにわかには信じられない。

安龍福が帰国した後、朝廷にて彼の犯した罪が問題になった。司憲府は彼の死刑を王に要請したが、領議政の柳尚運は処断できないと建議した。その理由は、対馬が鬱陵島を朝鮮領と認定して日本人の鬱陵島への往来を禁止したと申し出たのは、だいたい安龍福の功績のようであるというのである。この建議が認められ、安龍福は死をまぬがれ配流となった¹³⁹。

第6章 安龍福事件の影響

日本語の話せる安龍福の活動は日朝両国にまたがってなされたので、両国の歴史に大きな足跡を残した。その結果が今日の竹島＝独島問題にさえも影響している。そうした安龍福事件の影響を朝鮮中心にまとめる。

1. 鬱陵島問題の顕在化

安龍福事件の第一の意義は、1693年に彼が鬱陵島へ渡海したことがきっかけになり、日本人が鬱陵島へ侵略した事実が明らかになったことである。かつての幕府は鬱陵島を朝鮮領と認識し、そこで潜商行為をしていた弥左衛門・仁右衛門親子を対馬藩に命じて1620年に捕えた。それにもかかわらず、その5年後に竹島渡海免許を鳥取藩経由で大谷・村川両家に与え、漁労活動をさせ、朝鮮の統治に挑戦した。幕府に竹島を奪取する意図があったのかが疑われる。

大谷・村川両家の渡海事業は、朝鮮政府の空島政策による鬱陵島放置の隙をつき、70年も平穏に継続して行なわれた。もし安龍福たち朝鮮漁民が鬱陵島へ出漁しなかったら、日本による鬱陵島の開発がそのまま継続し、朝鮮の統治が危機にさらされ、いずれは日本領になりかねないところであった。それに歯止めをかけたのが、安龍福たちの鬱陵島への渡海である。

2. 鬱陵島の見直しと竹島＝独島の公式確認

鬱陵島の帰属問題が顕在化したことにより、朝廷で長年放置された鬱陵島の見直しが行なわれた。日本の侵略に対処して鬱陵島に人が居住できるかどうかの調査を行なうため、張漢相が三陟僉使に任命され、1694年9月に調査が行なわれた。その

過程で東南東方向にかすかに見える島が発見され、そこまでの距離が300余里(120 km)と割りだされ、『蔚陵島事蹟』に記録された。これは国家による竹島＝独島の公式確認といえる。そのため、今日の竹島＝独島問題にとって重要な意味をもつ。張漢相の報告に基づき、蔚陵島へ民を移住させることは断念したものの、数年毎に同島を調査する搜討制度が確立され、蔚陵島に対する朝鮮の統治が名実ともに確立された。

3.「竹島一件」交渉に転機

安龍福の供述は接慰官たちにあまり信用されなかったが、中には信用された供述もあった。安龍福のいう江戸、すなわち因幡国における好待遇や、そこから長崎へ行く道中で御馳走になったり厚くもてなされたこと、それが対馬藩に引き渡された後は様変わりして、人質扱いで虐待されたという供述である。安龍福はそうした激しい待遇の変化から対馬藩の計略を見て取り、対馬藩は江戸の公命にそむいて「竹島一件」交渉を行っていると言った。すなわち、朝鮮人の渡海禁止を要求したのは決して関白の意思ではなく、江戸に功績を立てるための同藩の計略であると理解した。この供述はかなり詳細で具体性があっただけに、中央から派遣された接慰官に信用され、その観点が対馬藩に対する交渉方針を転換させる一助になった。

朝鮮が方針を転換して強硬な態度を取ったことにより、対馬藩内で徐々に路線の変更が起き、「他国の島を無理に取る」ことに反省する気運が生まれた。幕府も竹島渡海事業や竹島の所属に関する調査を行ない、その結果、竹島と松島は日本領でないことが判明し、竹島への渡海禁止を決定した。

4. 于山島認識の定着

安龍福は子山島を近くで見て、その位置をほぼ正しく把握し、それが日本でいう松島であることを明確に認識したうえで、1696年に海禁の重罪を犯してまで敢えて日本へ渡航した。その際、「朝鮮八道の図」を計画的に準備し、子山島と蔚陵島が江原道に属することを明確に日本へ伝えた。その結果、日本では『因幡志』にみられるように「蔚陵島 [日本ニテ是ヲ竹嶋ト称ス] 于山嶋 [日本ニテ松嶋ト称ス]」と理解されるようになった。その認識は、明治時代初期の外務省にまで受けつがれた¹⁴⁰。そのみか、明治政府は1877年に竹島と松島を日本の版図外であるとする太政官指令を出すに至ったのである。

一方、安龍福以前の朝鮮では、東海に存在する島は一島なのか二島なのか、史書によりまちまちだったが、安龍福がその島の位置を確認したことにより、于山島は観念的な存在から明確に実在する島として認識された。その結果、史書『疆界考』を始めとして『東国文献備考』などで「于山島は日本でいう松島である」という認識がある程度は定着し、朝鮮後期の官撰書『萬機要覧』などに引き継がれた。

第7章 今後の課題と結び

1. 安龍福の第2次渡日の目的

安龍福は 1693年に連行されて3年も経過してから、なぜ渡日を行なったのか？ また、彼の訴訟目的は何だったのか？ この疑問について検討する。これについて池内敏は次のような見解を明らかにした。

村上家文書の分析と他史料との比較検討からすれば、安龍福の訴訟目的が「竹島と松島を朝鮮の領土として主張する」などというところに無かったことは明らかである。指摘(1),(7),(9)は¹⁴¹、史料の一部を取り出して拡大解釈をし、当該史料をとりまく大局的な史実から切り離して想像を膨らませた結果の錯誤にすぎない。

さて、そうなると、安龍福らが竹島・松島を記載した「朝鮮八道之図」を持参し、しかも最初の対談の冒頭で提示したのはなぜなのか、が問われることとなろう。答えは簡単である。元禄六年に竹島で捕縛されて隠岐経由で鳥取藩へ連行された安龍福は、鳥取藩では様々な身の回りの品々を支給され厚遇された。ところが対馬藩に引き継がれたのちに冷遇を受けるようになった。その冷遇を受けた事実を鳥取藩に訴えるためには、自身が如上の経験をした当事者であることを鳥取藩側に示す必要がある。竹島で捕縛されてから松島や隠岐を経て鳥取藩領米子に連れて行かれたという、いわば「当事者のみが知りうる秘密の開示」は、当時において如何にすればなしえたであろうか。山陰地方で使われていた島名＝松島や、実際に自身が捕縛された島＝竹島が記載された「朝鮮八道之図」を持参することは、まさにそうした証明書たりうる唯一の道だったのである¹⁴²。

池内は、安龍福の訴訟の目的は「竹島と松島を朝鮮の領土として主張するなどという所に無かった」のであり、対馬藩で「冷遇を受けた事実を鳥取藩に訴えるため」と

しているが、これは疑問である。単に冷遇を受けたことを訴えるだけの目的で、重大な罪である海禁を犯してまで果して日本へ行くだろうか？ 一般に個人的な怨みなどは年毎に薄れていくものであるが、安龍福も対馬藩で冷遇されてから3年も経って怨みを訴えるために重罪を覚悟して渡日を決意したとみるのは動機として弱い。

さらなる疑問として、池内は村上家文書と他史料との比較検討から上記のような推論を導いたとしたが、その「他史料」に朝鮮の史料がどの程度反映されているのかわからかではない。安龍福の意図や渡日目的が『東国文献備考』に僅かなりとも記されているが、それには言及がない。同書には彼なりの義憤がこう記された。

(1693年)安龍福が対馬島に送られた時、対馬島主は関白の命令を偽装して数回も鬱陵島のことで争いを持ちこんだが、その実は関白の意思ではなかった。対馬は、鬱陵島が魚や竹が豊富なので、倭がそれを持つことに利があり、また差倭が来れば国家が厚くもてなすので、これにより往来が止まなかった。ここに至り、安龍福がその奸計をすべて暴くのではないかと恐れ、安龍福を永いこと牢に閉じこめてから東萊に送った。また、倭館でも閉じこめられ、前後90日でやっと返した。

安龍福は東萊府使に報告したが結局聞いてもらえなかった。翌年、接慰官が東萊に来るや、安龍福は再び前のことを訴えた。しかし、朝廷はやはりそれを信じなかった。この時に差倭が何回か来たが、万一、将来朝鮮と日本との隙間ができても国の人はそれを憂うだけで対馬島が欺瞞したことを知るよしもない。

安龍福はこのように、自分を長い間にわたって監禁した対馬藩に対する怨みと、彼の言う対馬藩の欺瞞、すなわち幕府の命令を偽って、海産物が豊富な鬱陵島をめぐる争いを持ちこんだ対馬藩の計略に義憤を抱いていたのである。さらに、彼の供述を信用しなかった接慰官に対しても不満を抱いたのである。

このような義憤とて年月が経つにつれ薄れていくものである。それなのに事件から3年も経てから不満や義憤を晴らすために渡日をはたしたのは、その3年の間に怨みや義憤を蘇らせる、あるいはさらに募らせるような新たな事件があり、重大な決意を

したのではないかと考えられる。これは次節でさらに考察する。

2. 仮説;安龍福の鬱陵島渡航は3回以上

安龍福が重大な海禁の罪を犯してまで日本へ渡航したのは、第1回の渡日以降にそれ相応の重大事件があったのではないと思われる。そうした事件の可能性として筆者は、安龍福は1695年にも鬱陵島へ行き、そこで日本人に出会ったのではないかと仮説を立てるものである。その出会いが胸に秘めた怨みや義憤を強烈に呼びさまし、翌年に渡日する動機につながったのではないだろうか。

ただし、安龍福が1695年に鬱陵島へ渡航したという記録はどこにも見当たらない。また、渡航しなかったという状況証拠も見当たらない。安龍福の94年から95年までの足跡はほとんど知られず、わずかに94年8月14日に任命が決定した接慰官・兪集一の尋問を受けたことが記録されるにとどまる。

一方、日本の信頼できる史料によれば、95年に大勢の朝鮮人が鬱陵島へ渡航したとされた。鳥取藩政史料である『竹島之書附』は1692年から95年までの竹島(鬱陵島)渡海状況を幕府へ報告したが、その中で元禄7(1694)年と翌年に関して「元禄7甲戌年 同8乙亥年 両年も竹嶋へ渡海したが、朝鮮人が大勢いたので獵もせずに帰帆した」と記した¹⁴³。この史料を考慮すると、元禄5年から9年まで5年続けて朝鮮人が鬱陵島へ渡海したことになる。また、鳥取藩士の岡島正義がまとめた『竹島考』も元禄7年、8年にも朝鮮人が渡海したとして、こう記した。

幕府、竹嶋へ渡海するのを禁遏(きんあつ)する

さても大谷・村川は元禄5年より以来、朝鮮人の為に本業を妨げられ、大いに当惑に及び、しきりに嘆訴を捧げた。藩の下知を請うて、同7年、8年共、船を竹島へやったが、朝鮮人がこちらより先に渡海して、年々人数を増加し、後にはここに30人、あちらに50人とたむろし、防御を嚴重にし、もしこちらの船を強引に着岸する時

は大事にもなりかねないので、否応なく退船して……

このように4年続けて多くの朝鮮人が鬱陵島へ渡航したことを記した。但し、94年に関するかぎり、『控帳』は「米子の大屋・村川が竹島へ渡海したところ、難風にあい、途中から戻ったという注進があった」と記している¹⁴⁴。したがって、この年に大屋・村川両家は竹島(鬱陵島)へ行かなかった可能性が濃厚である。一方、95年の渡海について『控帳』は何も記さなかった。その前年、大屋・村川両家は藩へ対し、竹島にもし「朝鮮人が居た時はどのようにすればいいのでしょうか？」と問い合わせたところ、同藩は「朝鮮人が居た時の対処方法を指図するのはむずかしい」と答えた¹⁴⁵。こうしたやり取りからすると、大屋・村川両家が竹島で朝鮮人と出会ったとしても、それを藩へ報告しなかった可能性がある。また報告したとしても、藩が『控帳』に記録しなかった可能性もある。ともあれ、先の『竹島之書附』にみられるように、鳥取藩はこの年も渡海が行なわれたと幕府へ報告した。他方『竹島考』は、このころの話として次のように記した。

世俗の言い伝えに云う。この時、竹島において朝鮮人たちがこちらの船と見れば、大銃を撃ちかけ、海岸近くへ寄せ付けないと云う。

この俗言は史実を反映しているように思われる。朝鮮漁民は、93年に安龍福、朴於屯の二人がおそらく銃剣で脅されて日本の船に連行された苦い経験から相当な用心をし、日本船の襲来に備えて武装し、実際に日本船を追い払った可能性がある。この記事が真実とすると、その時期は上に述べた理由から94年ではなく、翌年の95年のことと思われる。その年に安龍福が鬱陵島にいた可能性は、下記のような状況から推測される。

まず、96年に安龍福と一緒に出漁した雷憲も帰国後に備辺司における安龍福の供述をそのまま支持した。『肅宗実録』に「雷憲など他の人の供述もだいたい同じであった」と記録された¹⁴⁶。もちろん、雷憲はそれを96年のこととして供述したのだろうが、

当時は海禁政策が取られていたので、たとえ95年に渡海したとしても、わざわざ新たな罪を認めるような自白はせず、96年のことと一緒にして語ったと思われる。

次に、すでに述べたように、96年に安龍福たちが隠岐島へ行った時、竹島は鬱陵島であり、松島は子山島であると述べ、両島間の距離や子山島と隠岐島間の距離などを把握していた。しかし、93年に彼が連行された時、長崎奉行所や対馬藩での供述のように、彼の子山島に対する認識はあやふやであった。これは、帰国後に彼が接慰官に供述した時も同様で、前にふれたように『辺例集要』は彼の見た島をただ「大きな島」とするのみで、その島の名前を知らなかったようである。おそらく、その年ならびに接慰官に会った翌年の94年の段階では、安龍福はまだ松島は子山島という確固とした認識をもっていなかったようである。両島に対する確実な認識が95年の渡海で形成されたとすると、時期的に付合する。

そして何よりも、大きな動機として考えられるのは、彼は95年にも日本人が鬱陵島へ出漁していたのをおそらく目の当たりにして、日本人の朝鮮領への継続渡航をどうしても止めたいと決心したのでないかという点である。日本人の継続渡航は、彼にしてみれば対馬藩による「欺瞞」や「計略」が継続した結果であると映ったことであろう。そのため同藩に対する義憤をますますつのらせ、鳥取藩ないしは幕府へ鬱陵島に関する訴訟を起こす決意をし、地図などの準備を整え、翌年実行したのではないかと推定される。

以上のように、筆者の仮説として、安龍福たちが鬱陵島で出会った日本人を追い払ったとする安龍福の供述は、1696年のことではなく、95年のことであったと考察する。96年に関しては、安龍福の供述をそのまま載せたと思われる村上家文書に鬱陵島で日本人と出会ったとの記述がまったくないので、日本人との出会いはなかったと考えられる。

3. 安龍福と朝鮮史書の信頼性

1695年に安龍福が鬱陵島で日本人と出会っていたとすると、彼の第2次渡日事

件に関する供述は相当な真実味を帯び、鬱陵島から日本人を追い出した話などは大筋で受け入れられる。第2次渡日事件に関し、田保橋潔は安龍福の供述について「徒に大言を弄するの嫌いはあるが、大体に於て事実と信ぜられる」と記した¹⁴⁷。たしかに安龍福の供述の所々に彼独特の大言壮語が見られる。たとえば、備辺司で「(自分が)ここ(日本)へ来て、鬱陵島・于山島を朝鮮領となし、関白の書契までもらった¹⁴⁸」と語ったことなどである。しかるに、実際の事態の推移は彼の大言壮語を支持するかのように展開した。彼の渡日が契機になり、江戸幕府は日本人の鬱陵島への渡海を禁止し、それを対馬藩が朝鮮へ伝えた。その結果「竹島一件」交渉は朝鮮に望ましい形で終わったのである。その影の功労者として安龍福が朝廷で認められ、彼の供述も信頼され始め、以後の史書に事実であるかのように記述された。特に後代の官撰書である『春官志』や『東国文献備考』などは上記の大言壮語をほぼ事実であるかのように記述したのである。

これに反して、安龍福事件を時々刻々記録していった官撰書である『肅宗実録』や『備辺司膳録』、『承政院日記』、『邊例集要』などは、その時々安龍福の供述の信憑性を判断しながら記述していっただけに、安龍福の大言壮語を比較的良好に見抜いている。そうした判断は対馬藩との難交渉を遂行するに当って欠かせない作業であった。もし、その判断に誤りが生じれば、それはそのまま外交交渉に影響する。その一例が第1次渡日時に安龍福が江戸へ行ったとする供述であった。すでに書いたように、安龍福は諸状況下で因幡国を江戸と勘違いしたのであるが、それが発展して朝廷で「対馬藩の計略」が信じられ、朝鮮政府が強硬路線に転換したのである。

この一件以外は『肅宗実録』の記述に大きな問題点は見出せない。同書は安龍福の供述をそのまま記しても、それを無条件に信じたのではなく、それなりに分析した上で真偽をより分けたのである。また、『肅宗実録』以外にも安龍福事件と同時代の官撰書は、安龍福事件を可能な限り客観的に記述しているので信頼性が高い。

一方、後代の官撰書である『春官志』や『東国文献備考』では、安龍福が江戸へ行ったかどうかについては何も記していないが、これは特記に値する。おそらく同書などは安龍福が江戸へ行かなかったと判断し、『肅宗実録』の誤りを正したものと思われる。

る。以上のように官撰史書は一長一短があり、慎重な文献批判は欠かせない。それは特に古文書を読むときの鉄則であることはいうまでもない。

(伏見京都御屋敷)	(大坂御屋敷)	(江戸藩邸)	家老	(御軍式方)	(蠟座・産物会所)	(御銀札場)	(裏判所)	(御勘定所)	(在御用場)	(町御用場)	(寺社方)	(御作事場)
御留守居	御留守居	御留守居役	御軍鑑 大筒役 武器奉行	(御国産方長役) (産物会所長役)	蠟座奉行	御銀札場 長役	(元締役)	元締役	郡代	町奉行	寺社奉行	御普請奉行
						御銀札場吟味役	裏判御吟味役	御勘定頭 (勘定奉行) 御廻米大奉行	在御吟味役	郡奉行		御普請吟味役
						銀札場目付 御銀奉行	紙奉行 呉服奉行		在方御普請 吟味役			御普請目付
								御蔵奉行				屋敷奉行
							御飛脚頭		新田奉行 在御目付 在下吟味役		寺社方下役	御大工頭
									山奉行			

-
- 1 慎鏞廈『韓国の独島領有権研究』(韓国語) 景仁文化社、2006、P61
- 2 田川孝三「竹島領有に関する歴史的考察」『東洋文庫書報』20、1988、P24
- 3 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院、1996(復刻新装版)、P173
- 4 下條正男「日本の領土「竹島」の歴史を改竄せし者たちよ」『諸君』2007年9月、P94
- 5 内藤正中『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』多賀出版、2000、P9
- 6 池内敏「隠岐・村上家文書と安龍福事件」『鳥取地域史研究』第9号、2007、P4
- 7 大熊良一『竹島史稿』原書房、P254、1968
- 8 池内敏、前掲論文
- 9 『高麗史』卷58、地理志3、蔚珍縣
- 10 『世宗実録』地理志、江原道蔚珍縣
- 11 『新增東国輿地勝覽』蔚珍縣 于山島、鬱陵島
- 12 朴世堂『西溪雜錄』「鬱陵島」
蓋二島去此不甚遠一颿風可至于山島勢卑不因海氣極清朗不登最高頂則不可見
鬱陵稍峻
- 13 柳美林「“于山島は独島”を立証する朝鮮時代史料発掘」(韓国語)『海洋水産動向』Vol.1250、2007、P5
- 14 『竹島紀事』、元禄6年5月13日
- 15 父子の名前は史料により異なる。
中村栄孝『日鮮関係史の研究(下)』457頁に「柚谷記に曰、磯竹島は、昔、鷺坂弥左衛門父子渡此島陰居」とある。『竹島紀事』元禄6(1693)年9月4日には「磯竹弥左衛門 仁左衛門(ママ)」の名で見える。下記注の『通航一覽』では単に「彌左衛門、仁右衛門」とあるが、これは『対州編檢略』の引用である。本稿では『柚谷記』と『対州編檢略』を参考に「鷺坂弥左衛門、仁右衛門」とする。
- 16 『通航一覽』卷之百二十九、朝鮮國部百五。
- 17 『竹島紀事』、元禄6年5月13日
- 18 同上
- 19 同上、元禄6年9月4日
- 20 同上、元禄6年11月1日
- 21 同上
- 22 ブルンセミ之儀者ウルチントウより北東にかすかに相見申由承候事
- 23 ブルンセミ之儀嶋達ニ而御座候 具承届候処 ウルチントウト申嶋ニ而御座候
- 24 池内敏『大君外交と「武威」』名古屋大学出版会、2006、P280
- 25 田川孝三「于山島について」『竹島資料』10、島根県立図書館所蔵、1953、P100

- 26 田川孝三, 前掲書, P23、1988
- 27 池内敏, 前掲書、2006、P323
- 28 村上家文書:『元禄九丙子年 朝鮮船着岸一卷之覚書』
- 29 内藤正中・朴炳涉『竹島=独島論争』、2007、P208
- 30 『肅宗実録』肅宗20(1694)年2月23日
- 31 『竹島紀事』では大差使正官・多田與左衛門と記される。
- 32 『辺例集要』卷17「蔚陵島」条、1694年1月
- 33 『備辺司謄録』肅宗19(1693)年11月14日
- 34 『竹島紀事』元禄6(1693)年9月4日
- 35 「乍恐口上之覚」『大谷家古文書』、ほぼ同じ内容が『竹嶋之書付』にもある
- 36 『竹島紀事』元禄6(1693)年9月4日、「朝鮮人口書」
- 37 同上
我々彼嶋ニ罷在候内 小屋を掛 小屋之番ニハクトラヒ与申者残置候処ニ四月十七日ニ日本船一艘参り 天間ニ七八人乗候而右之小屋ニ参バクトラヒを捕 天間へ乗せ 尤小屋ニ置候平包壺取乗せ罷出候付 アンヨグ其所ニ参断申 バクトラヒを陸江揚可申与存 天間ニ乗候へハ 早速船を出し兩人共ニ本船ニ乗せ早速出船仕 隠岐国ニ同廿二日ニ罷着申候 其間者洋中ニ罷在候
- 38 「元禄六年 竹島より伯州に朝鮮人連返り候趣、大屋九郎右衛門(ママ) 船頭口上 覚」『鳥取藩史』第6巻、P469、『因府歴年大雑集』元禄6(1693)年5月28日
- 39 『辺例集要』卷17「蔚陵島」条、1694年1月
- 40 同上、1694年8月
- 41 『控帳』、元禄6(1693)年1月19日
- 42 『辺例集要』卷17「蔚陵島」条、1694年1月
「安龍福招内 山形草木辭緑一様 而末端良中矣 身被捉入去之時 經一夜 翌日 晩食後 見一島在海中 比竹島頗大云々」
- 43 『因府歴年大雑集』元禄5(1692)年7月24日、元禄5年は元禄6年の誤り。
- 44 下條正男「竹島問題考」『現代コリア』1996年5月号、P62
- 45 島根県竹島問題研究会『「竹島に関する調査研究」最終報告書』2007、P4
- 46 『因府歴年大雑集』元禄6(1693)年5月28日
「唐人式人の内通じ申口」
通シ 名ハ アンヘンチウ 年四十三
在所 朝鮮之内 トンネンギト申候
下人 名ハ トラヘ
在所 同く ウルサンノ者

三界のシャクワンより鮑取上ケ申候にて被仰付 何国と申指図ハ無之由 去年参候者竹嶋へ参候様 申聞候由 竹嶋にて和希(布)鮑取揚申由

右式人唐人胸ニ懸申候札之文字 左之通……

- ⁴⁷ 田川孝三, 前掲書, P27, 1988
- ⁴⁸ 4月27日付「大谷九右衛門船頭口上書」『因付歴年大雑集』元禄6(1693)年5月28日、および『大谷家文書』
- ⁴⁹ 『控帳』4月28日条
- ⁵⁰ 『御用人日記』5月9日条
- ⁵¹ 同上、5月15日条
- ⁵² 同上、5月15日条
- ⁵³ 『控帳』元禄6(1693)年5月26日条
- ⁵⁴ 同上、5月28日条
- ⁵⁵ 同上、5月11日条
- ⁵⁶ 同上、6月2日条
- ⁵⁷ 内藤正中、前掲書、2000、P73
- ⁵⁸ 『御用人日記』元禄6(1693)年6月10日条
- ⁵⁹ 同上、8月9日条
- ⁶⁰ 同上、5月21日条、および『竹嶋之書付』
- ⁶¹ 同上、「竹島ははなれ嶋にて人住居は不仕候 尤 伯耆守支配所ニても無之候」
- ⁶² 『肅宗実録』肅宗22(1696)年9月25日
- ⁶³ 同上、10月23日
- ⁶⁴ 同上、10月13日
- ⁶⁵ 同上、肅宗20(1694)年8月14日
- ⁶⁶ 『竹島渡来由来記抜書』
鳥府表御吟味之上 唐人江府へ御引渡 則江戸表御穿鑿相濟 順々御贈帰と成
ル 別記有之ゆへ 略之
- ⁶⁷ 池内敏、前掲書、2006、P249
- ⁶⁸ 田村清三郎『島根県竹島の新研究』島根県発行、1996、P13
- ⁶⁹ 『肅宗実録』肅宗20年8月14日
- ⁷⁰ 『竹島紀事』元禄7(1694)年9月12日
- ⁷¹ 同上、元禄8(1693)年6月
- ⁷² 別名が宗義真(よしぎね)。先代の藩主である宗義倫(そう よしつぐ)は元禄7(1694)年9月27日に死去し、宗義真が新藩主である幼い宗義方(よしみち)、別名、次郎の後見役となる。

⁷³ 『竹島紀事』元禄8年10月、及び『磯竹島覺書』。後者の内容は下記のとおり。

口上之覺

.....

去々年竹嶋にて被留置候朝鮮人貳人彼國江送届候處、漁民共因幡府者江戸与存、東部より長崎迄被遣候於途中者、結構御馳走被仰付候得共、對馬守方江御渡被成候以後、警固等嚴鋪申付送還候段 上之思召者左様二無之候得共、對馬守私之了簡を以如此仕候与申とか由ニ御座候、依之竹嶋江重而朝鮮人不被差渡候様申遣候儀茂、弥以對馬守私之存寄にて申渡し候哉と彼国にも邪推仕候由承及候

⁷⁴ 池内、前掲書、P296

⁷⁵ 『竹島紀事』元禄6(1693)年6月

朝鮮人貳人 五月七日因幡発足 六月晦日長崎江到着 因幡より護送之御使者松平伯耆守様御家来 山田輿左衛門 平井甚右衛門 惣人数 凡拾余人相附 尤朝鮮人駕龍にて被相送候

⁷⁶ 『竹島紀事』は国立公文書館に2冊あるが、その内の1冊は総人数を「九拾余人」としている。しかし、鳥取藩の『控帳』や『御用人日記』の記述からすると同行者の総人数は10余人である。常識的にも「九拾余人」は余りに多すぎる。また、公文書館にあるもう1冊の『竹島紀事』では「九」を「凡(およそ)」の異体字と受け取れる余地が少しはある。そのため、先の『竹島紀事』における「九」は筆写の誤りと思われるので、本稿では「およそ10余人」とする。

⁷⁷ 1696年の『元禄九丙子年 朝鮮舟着岸 一卷之覺書』によれば、腰に付けた札に「通政太夫 安龍福 年甲午生」と書かれていたので 1654年生れであり、第1次渡日時は数え年40歳である。

⁷⁸ 『竹島紀事』元禄6(1693)年6月

⁷⁹ 同上

⁸⁰ 同上、元禄6(1693)年8月14日

⁸¹ 同上、元禄6(1693)年9月3日

⁸² 同上、元禄6(1693)年9月4日、朝鮮人口書

⁸³ 同上、元禄6(1693)年10月、宗義倫から禮曹参判への書簡

⁸⁴ 同上、元禄9(1696)年6月23日

⁸⁵ 同上、元禄6(1693)年9月4日

-
- 86 同上、元禄6(1693)年10月
- 87 『肅宗実録』肅宗20(1694)年、2月23日、書簡の翻刻文は、田中康夫・田代和生
『朝鮮通交大紀』名著出版、1978、P282
- 88 同上、肅宗19(1693)年11月18日条
- 89 『竹島紀事』元禄6(1693)年11月1日
- 90 同上、元禄6(1693)年12月10日、「正官口上」
- 91 同上、元禄7(1694)年2月22日
- 92 同上、元禄7(1694)年閏5月13日
- 93 『肅宗実録』肅宗20(1694)年8月14日
- 94 『竹島紀事』、元禄8(1695)年6月
- 95 『肅宗実録』肅宗20(1694)年8月14日
- 96 「不義とは申候而も、忠功とは被申間敷」池内、前掲書、P296
- 97 『竹島紀事』元禄8(1695)年10月
- 98 『竹島之書附』
- 99 『竹島紀事』元禄9(1696)年1月28日
- 100 『御用人日記』元禄9(1696)年1月28日
- 101 『磯竹島覺書』および『磯竹島事略』
- 102 『御用人日記』元禄9(1696)年8月1日
伯州米子之町人 村川市兵衛 大屋甚吉江 向後竹嶋渡海之儀 制禁被仰出之
旨 最前御在府之内被成御奉書 御帰国之上を以 右之段 市兵衛 甚吉江被仰渡
候様 大久保加賀守御指図ニ付て 今日弥可為制禁之旨被仰付之
- 103 『竹島紀事』元禄9(1696)年1月28日
- 104 同上、元禄9(1696)年10月
- 105 『公文録』内務省之部、明治10(1877)年3月
- 106 『竹島紀事』元禄10(1697)年
- 107 『肅宗実録』肅宗22(1696)年9月25日
- 108 同上
- 109 島根県竹島問題研究会、前掲書、P4
- 110 『控帳』元禄7(1694)年11月26日
- 111 『竹島考』下巻、および『竹嶋之書附』
- 112 『肅宗実録』肅宗22(1696)年9月25日
- 113 内藤正中・朴炳涉、前掲書、2007、P290
- 114 『控帳』元禄9(1696)年6月5日
- 115 『御用人日記』元禄9(1696)年6月13日
- 116 『控帳』元禄9(1696)年6月5日
- 117 『御用人日記』元禄9(1696)年6月13日
- 118 『因幡志』、『竹島考』、『因府歴年大雑集』
- 119 『御用人日記』元禄9(1696)年6月22日

-
- 120 『因幡志』
- 121 『竹島紀事』元禄9(1696)年6月23日
- 122 岡島正義『竹島考』下巻
- 123 『御用人日記』元禄9(1696)年6月22日
- 124 『肅宗実録』肅宗22(1696)年10月13日
- 125 同上、肅宗23(1697)年2月14日
- 126 『竹島紀事』元禄11(1698)年4月
- 127 同上、元禄9(1696)年6月23日
- 128 『御用人日記』元禄6(1693)年6月29日
- 129 『竹島紀事』、元禄9(1696)年7月7日
- 130 『控帳』元禄9(1696)年6月14日
- 131 『御用人日記』元禄9(1696)年6月22日
- 132 『控帳』元禄9(1696)年7月22日、
および『御用人日記』元禄9(1696)年7月22日
- 133 『竹島紀事』元禄9(1696)年6月23日
- 134 同上、元禄9(1696)年7月7日
- 135 池内敏、前掲書、2006、P311
但し、傍線部の原文は省略
- 136 『御用人日記』元禄9(1696)年8月6日
- 137 同上、元禄9(1696)年8月18日
- 138 『肅宗実録』肅宗22(1696)8月29日
- 139 同上、肅宗23(1697)3月27日
- 140 北沢正誠『竹島考證』明治14(1881)年、外務省 公信局長・田邊太一の意見書「聞く、松島はわが邦人の命じた名前で、実は朝鮮 蔚陵島に属する于山である」
- 141 指摘(1)、内藤正中「隠岐の安龍福」『北東アジア文化研究』22号、2005
指摘(7)、下條正男『フォトしまね』161号
指摘(9)、金柄烈「安龍福のための解明」『韓日専門家がみた独島』タダミディア、2006
- 142 池内敏、前掲論文、P9
- 143 『竹島之書附』「竹島之書附三通、その二」
- 144 『控帳』元禄7(1694)年5月9日
- 145 同上、元禄7(1694)年11月26日
- 146 『肅宗実録』肅宗22(1696)年9月25日
- 147 田保橋潔「鬱陵島その発見と領有」『青丘學叢』第3号、1931、P20
- 148 『肅宗実録』、肅宗22(1696)年9月25日

付録 安龍福 関連年表

資料級別： A(同時代の公的資料)、B(後の時代の公的資料)、C(その他)

年号	月日	記事	級	出典資料
—	5月16日	竹島渡航を許可する池田光政宛老中奉書	C	竹島渡海由来抜書
—	6月2日	大谷九右衛門宛阿部四郎五郎政重書状	C	竹島渡海由来抜書
—	5月晦日	阿部忠左衛門正義宛 久納九右衛門書状	C	竹島渡海由来抜書
—	1月晦日	大谷九右衛門宛阿部四郎五郎政重書状	C	竹島渡海由来抜書
1666 頭宗7	11月20日	大谷甚吉船1艘が朝鮮に漂着の報。対馬へ無事送り届けられた旨を伝える。	A	控帳、11/20
	12月13日	漂着について老中より奉書を受け、江戸へ御礼を遣わす。	A	控帳、12/13
1667 頭宗8 寛文7	3月9日	大谷九右衛門、漂着した手代らの大坂よりの帰国の儀につき、藩主へ御礼のため鳥取に参る。	A	控帳、3/9
	3月17日	漂着手代に藩から路銀が遣わされる。	A	控帳、3/17
1671 頭宗11 寛文11	5月28日	將軍家綱への御目見。献上物の控。	C	竹島渡海由来抜書
1679 肅宗5 延宝7	8月	將軍家綱への御目見。献上物の控と「御目見御次第御目録書」	C	竹島渡海由来抜書
1685 肅宗11 貞享	5月6日	大谷九右衛門宛松平正綱(御用人)書状	C	竹島渡海由来抜書
	5月8日	大谷九右衛門宛阿部四郎五郎書状	C	竹島渡海由来抜書
	7月晦日	大谷九右衛門宛大久保和泉守正朝書状	C	竹島渡海由来抜書
	8月14日	松平正綱書状	C	竹島渡海由来抜書
	11月27日	大谷九右衛門宛大久保和泉守正朝書状	C	竹島渡海由来抜書
1692 肅宗18 元禄5	2月21日	朝鮮船11艘出船。	B	竹嶋之書附
	2月28日	村川・大谷船、隠岐福浦へ着。	B	竹嶋之書附
	3月23日	朝鮮船5艘(53人)、竹島漂着。	B	竹嶋之書附
	3月24日	福浦発。	B	竹嶋之書附
	3月26日	竹島の内「いか島」に着岸、鮑が取られた様子を発見。	B	竹嶋之書附
	3月27日	竹島浜田浦で船2艘、朝鮮人30人ばかりを発見。大坂浦へ廻り、通詞と会話、朝鮮人の説明を聞く。村川らが以前より備え置いていた、道具・船等は朝鮮人が使用。竹島を出船。	B	竹嶋之書附
	同	大谷船、竹島にて朝鮮人と遭遇。「公義代々拝領致す島であるとして、朝鮮人に抗議。	C	増補珍事録、同年条
	4月5日	米子着。	B	竹嶋之書附
	同	米子へ帰着。	C	増補珍事録、同年条
	4月9日	村川市兵衛、竹島にて朝鮮人に遭遇したことを藩へ報告	A	控帳、4/9
	4月28日	国元より大谷九右衛門・村川市兵衛竹島にて朝鮮人と遭遇したことの報、到着。幕府老中阿部豊後守へ届出。聞き届けとなり、構いなしとされる。	A	御用人日記写、4/28
	5月2日	江戸藩邸の和田左門、幕府朝鮮人が島から帰れば構いなしの旨、鳥取へ飛脚差し出す。	A	控帳、5/2
5月10日	江戸藩邸和田からの書状、家老受取。	A	控帳、5/10	
8月2日	藩が村川市兵衛へ鮑代2貫目の内貸し延期を通告	A	控帳、8/2	
1693 肅宗19 元禄6	1月19日	大谷九右衛門へ竹島での猟のため鉄砲7挺使用許可。	A	控帳、1/19
	2月15日	大谷船、米子出船。	C	竹島考
	2月15日	大谷船、米子出船。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	2月17日	出雲国雲津へ着、数日滞在。	C	竹島考
	2月17日	出雲国雲津へ着、数日滞在。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	2月下旬	大谷家船頭九郎兵衛、米子を出船。	C	増補珍事録、5/4
	3月2日	雲津出船、隠岐国島前に着船。	C	竹島考
	3月2日	雲津出船、隠岐国島前に着船。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	3月10日	隠岐道後福浦へ着。	C	竹島考
	同	隠岐道後福浦へ着。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	3月11日	東萊の安ヒチャク、蔚山の朴トラビ、蔚山を出帆(7/1口上)	A	竹島紀事、6月条
	同	釜山浦のアンヨクト、ウルサンのバクトラビ、ウルサンで乗組み	A	竹島紀事、9/4
	3月15日	アンヨクト、バクトラビ、ウルサンを出船、ブルカイ着	A	竹島紀事、9/4
	3月25日	安、朴ら、寧海へ参着	A	竹島紀事、6月条
	同	アンヨクト、バクトラビ、ブルカイ出帆、エンバイ着	A	竹島紀事、9/4
	3月27日	安、朴ら、寧海を出帆、同日 竹嶋へ参着	A	竹島紀事、6月条
	同	アンヨクト、バクトラビ、エンバイ出帆、酉刻に竹嶋着	A	竹島紀事、9/4
同	アンピンジャン等、釜山を発、同日竹島着。	C	竹島考	
同	米子町人大谷船、朝鮮人を米子へ連行。	C	因府年表、5/28	

付録 安龍福 関連年表

年号	月日	記事	級	出典資料
1693 肅宗19 元禄6	4月16日	福浦を出船。	C	竹島考
	同	福浦を出船。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	同	隠岐島後福浦出船	B	竹嶋之書附
	4月17日	竹嶋着岸	B	竹嶋之書附
	同	未刻、竹島へ着。浜田浦は朝鮮人多きに付、唐船が崎へ船繋留。	C	竹島考
	同	未刻(午後2時)、竹島へ着。浜田浦は朝鮮人多きに付、唐船が崎へ船繋留。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	同	竹島へ着船。朝鮮人と遭遇。	C	増補珍事録、5/4
	同	日本人、安・朴を船に乗せ出帆	A	竹島紀事、6月条
	同	日本人、安・朴を船に乗せ出帆	A	竹島紀事、9/4
	4月18日	朝、船頭黒兵衛以下7名で西浦を搜索、その後北浦で、朝鮮漁民1名発見、その者を連れ、大天狗に廻る。そこで、通詞ともう1名を船に招き、尋問する。そして、今年の漁をあきらめ、未刻に竹島を発。	C	竹島考
	同	朝、船頭黒兵衛以下7名で西浦を搜索、その後北浦で、朝鮮漁民1名発見、その者を連れ、大天狗に廻る。そこで、通詞ともう1名を船に乗せ、尋問する。そして、今年の漁をあきらめ、2人の朝鮮人を乗せ、未刻 竹島を発。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	4月20日	隠岐道後福浦へ着。隠岐代官所役人より取り調べ。朝鮮人へ役人より酒樽1つを贈る。	C	竹島考
	同	隠岐道後福浦へ着。隠岐代官所役人より取り調べ。朝鮮人へ役人より酒樽を1つ贈る。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	4月22日	バク、アンの二人、隠岐国へ着	A	竹島紀事、9/4
	4月23日	福浦発。	C	竹島考
	同	福浦発、島前着。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	4月26日	島前着。	C	竹島考
	同	島前発、出雲国長浜着。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	4月27日	米子へ帰帆	B	竹嶋之書附
	同	米子着。大谷宅へ2名を置き、荒尾修理へ届ける。	C	竹島考
	同	米子着。	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	同	朝鮮人を連行し、米子へ着船。	C	増補珍事録、5/4
	4月28日	鳥取へ朝鮮人連行の報、米子荒尾修理より届く。江戸へ報告の飛脚差し出す。江戸から指示あるまで、大谷宅に置き、番人を付けるよう指示。	A	控帳、4/28
	同	バク、アンの二人、隠岐国出船	A	竹島紀事、9/4
	同	隠岐南方・北方両村庄屋・年寄が朝鮮人口述書を代官所へ提出	C	因府歴年大雑集 大屋九右衛門船頭口上覚
	5月1日	バク、アンの二人、鳥取着	A	竹島紀事、9/4
	同	米子より鳥取城下へ朝鮮人を移す。	C	因府歴年大雑集 1692/7/24(誤り)
	同	安・朴、未刻に着	A	竹島紀事、6月条
	5月4日	加藤郷右衛門・尾関忠兵衛らの付添により、朝鮮人鳥取城下の町会所へ移る。	C	増補珍事録、5/4
	5月9日	米子へ朝鮮人連行の報、国元より江戸へ到着。	A	御用人日記、5/9
	5月10日	吉田平馬が、月番老中土屋相模守へ「朝鮮人口上書・同持参之さすが(刺刀)・懐中之書付三通、井村川・大屋船頭之口上書」を持参。	A	御用人日記、5/9
	5月11日	朝鮮人「あんびじゃん」の外出無用、酒は3升以下との指示	A	控帳、5/11
	同	大谷藤兵衛、夜前鳥取に到着。	A	控帳、5/11
	5月12日	大谷藤兵衛・船頭2名、会所で事情聴取。	A	控帳、5/11
	5月13日	老中土屋相模守より朝鮮人を長崎奉行へ引き渡すよう吉田平馬に申し伝える。御請小谷伊兵衛。	A	御用人日記、5/13
	同	土屋相模守より対馬藩の江戸留守居へ朝鮮人の長崎引き渡しとの件と、朝鮮人が来島しないようにと伝える	A	竹島記事、5/13
	5月15日	(1)5月10、13日のあらし、(2)「朝鮮人口上書其外之品々」は、老中土屋相模守が「留置」したこと、(3)土屋より竹島に残る朝鮮人を追い出す様命じられる。しかし、竹島渡海は容易ならざること、残りの朝鮮人らはすでに帰国してしまつたことを説明し、納得を得たことを国元へ報告。	A	御用人日記、5/15
	同	朝鮮人長崎移送時の使者の選抜方法について藩主から指示(「御馬廻之内人柄致吟味」)。土屋相模守、在府中の長崎奉行宮城越前守より使者の総人数は一昨年との異国人の長崎移送に准すべき旨を申しつけられる。国元へ報告。	A	御用人日記、5/15
	5月16日	江戸藩邸より朝鮮人に対する幕府の指示を鳥取へ差し出す。	A	控帳、5/26
	同	在番中の長崎奉行川口撰津守・山岡対馬守へ書状を遣わす。	A	御用人日記、5/16
同	長崎への使者が持参する長崎奉行への口上書の案文。	A	御用人日記、5/16	

付録 安龍福 関連年表

年号	月日	記事	級	出典資料
1693 肅宗19 元禄6	同	長崎奉行宮城越前守へ朝鮮人の長崎移送方法を相談。海陸どちらでもよい旨回答があったことを国元へ遣わす。	A	御用人日記、5/16
	5月20日	勘定奉行松平美濃守より竹島渡海につき問い合わせ。	A	御用人日記、5/21
	5月22日	幕府勘定頭松平美濃守へ竹島に関する尋ねへの1度目の回答(9か条)を差し出す。(5条目に「竹嶋ははなれ嶋にて人住居は不仕候。尤伯耆守支配所にて無之候」)	A	御用人日記、5/21
	同	幕府勘定頭松平美濃守へ竹島に関する尋ねへの1度目の回答(9か条)を差し出す。(5条目に「竹嶋ははなれ嶋にて人住居は不仕候。尤伯耆守支配所にて無之候」)	B	竹嶋之書付
	5月23日	松平美濃守へ5月22日に提出した回答を再度提出。村川・大谷の將軍謁見に関する条目が増え、9か条から10か条となる。	B	竹嶋之書付
	5月26日	朝鮮人を長崎へ送るよう幕府からの指示届く。長崎への移送方法(陸路)、使者(平井甚右衛門・山田平左衛門)等を決定。朝鮮人の米子から鳥取へ移送方法、人員(米子組土)を決定。	A	控帳、5/26
	5月28日	朝鮮人鳥取移送の際、見物みだり無きよう家中、及び街道筋へ触れ。	A	控帳、5/28
	同	5月28日鳥取発足の飛脚到来。長崎への使者山田平左衛門・平井甚右衛門、医師竹間玄碩らの人選が行われた旨、ならびに陸路にて長崎へ移すことを報ずる。	A	御用人日記、6/10
	同	朝鮮人鳥取移送の際、見物みだり無きよう家中及び街道筋へ触れ。理由は、「異客ノ内へ暴悪ノ者」がいるため。	C	因府年表、5/28
	同	朝鮮人鳥取移送の際、見物みだり無きよう家中及び街道筋へ触れ。理由は、「アンヒヤン殊外悪性の者」で「米子表にてもてあまし」ためとする。	C	因府歴年大雑集、5/28
	5月29日	米子より鳥取へ、朝鮮人が朝米子発足し、明日到着する旨注進される。	A	控帳、5/29
	6月1日	朝鮮人、晚鳥取着、宿荒尾大和宅。	A	控帳、6/1
	6月2日	式部・将監・日向、荒尾大和宅で朝鮮人に面会、その後朝鮮人は町会所へ移動。	A	控帳、6/2
	6月4日	朝鮮人アンピンシヤ、トラへ鳥取に着。本町の町会所へ入る。	C	因府年表、6/4
	6月5日	長崎への使者兩人へ、長崎奉行への書、道中條目を相談。	A	控帳、6/5
	同	辰之助(後の西館池田清定)、朝鮮人見物のため、町会所へ入る。	C	因府年表、6/5
	同	対馬藩内打合せ、杉村采女より通詞の中山加兵衛へ「竹島」「ブルンセミ」の質問。	A	竹島紀事、5/13
	同	対馬藩、土屋相模守と阿部豊後守へ朝鮮人の長崎送りと朝鮮への申し入れの件を了承した書簡を送る	A	竹島紀事、5/13
	同	対馬藩、朝鮮人迎護のため嶋尾慶右衛門を長崎奉行所へ送り、書簡をもたせる。	A	竹島紀事、5/13
	6月7日	朝鮮人辰下刻鳥取発。	A	控帳、6/7
	同	幕府勘定奉行松平美濃守から竹島渡海に関するお尋ねへの回答書、江戸へ送る。同文を使者2名持参。	A	控帳、6/7
	同	朝鮮人を長崎へ送る。護衛として藩士2名と医師竹間玄碩、徒、軽卒、小人、飛脚人、料理人らが付属。	C	因府年表、6/7
	6月13日	対馬藩の通詞、中山加兵衛よりウルチン島に関する回答が杉村采女に届く	A	竹島紀事、5/13
	6月22日	朝鮮人が米子より鳥取の荒尾大和宅へ移送され、翌日町会所へ移されたこと、先月7日に鳥取を出発したこと等を藩主へ報告。その旨を国元へ申し遣わす。	A	御用人日記、6/22
	6月27日	幕府勘定頭松平美濃守へ2度目の回答差し出し(1度目の補足)。	A	御用人日記、5/21
	同	幕府勘定頭松平美濃守へ2度目の回答差し出し(1度目の補足)。	B	竹嶋之書付
	6月30日	朝鮮人2人駕籠にて長崎到着、鳥取藩使者等は総勢十余人。	A	竹島紀事、6月
	同	朝鮮人長崎へ到着。	A	控帳、7/18
	同	朝鮮人ら長崎へ到着。道中にて御領・私領問わず馳走を受ける。	A	御用人日記、8/9
	同	朝鮮人長崎へ到着。	C	因府年表、6/7
	同	朝鮮人を長崎まで移送。	C	因府歴年大雑集 江戸へ相詰居候人之記
	7月1日	長崎奉行・川口撰津守他、朝鮮人を尋問。因幡からの口上書に矛盾しないように「朝鮮人式人申口」作成。その後、対馬藩の留守居役の濱田源兵衛へ預ける。	A	竹島紀事、6月
	同	長崎奉行に朝鮮人を引き渡す。	C	因府歴年大雑集 江戸へ相詰居候人之記
	同	長崎奉行所へ朝鮮人を引渡し、長崎奉行より返書を受けとる。	A	御用人日記、8/9
	7月2日	長崎奉行所の山岡對島守・川口撰津守、朝鮮人の移動を保留することを対馬藩藩主へ書簡。	A	竹島紀事、7月
	7月18日	使者2名、長崎に無事到着、引き渡し済みの報、鳥取へ到着	A	控帳、7/18
	同	対馬藩、迎諫のため一宮助左衛門を長崎奉行所へ書状と共に送る。	A	竹島紀事、7月
	7月24日	使者兩人、国元へ帰着。	A	御用人日記、8/9
	7月24日	使者2名、鳥取へ帰着。	C	因府歴年大雑集 1692/7/24(誤り)
	同	帰国。	C	因府歴年大雑集 江戸へ相詰居候人之記
7月25日	使者2名、鳥取へ帰着。	C	因府年表、6/7	
8月13日	長崎奉行から宗対馬守への書簡、江戸からの飛脚が来たので、朝鮮人を対馬へ渡し、竹島へ朝鮮人が渡海しないようにとの老中の命を伝える	A	竹島紀事、9/3	

付録 安龍福 関連年表

年号	月日	記事	級	出典資料
1693 肅宗19 元禄6	8月14日	江戸からの指示に従い、長崎奉行所が対馬藩の迎使に朝鮮人を引き渡す。公儀よりの願いは例外的に無しとする。	A	竹島紀事、8/14
	9月3日	朝鮮人2人と対馬藩迎使・一官が対馬へ着船。	A	竹島紀事、9/3
	9月4日	対馬藩、大目付・内野九郎左衛門、朝鮮人を尋問	A	竹島紀事、9/4
	9月9日	国元へ使者兩人に対し藩主よりお褒めがあったことを報ずる。	A	御用人日記、9/9
	9月19日	使者2名、同行医師へ褒賞。	A	控帳、9/19
	9月24日	長崎奉行、朝鮮人が「向後 竹島へ渡海しないよう」にとの老中の意向を対馬藩へ再度伝達。	A	竹島紀事、9/3
	10月10日	東萊府、朝廷の「竹島一件」に対する意向を対馬藩へ伝える。	A	竹島紀事、10月条
	10月22日	対馬藩の使者・多田與左衛門一行、朝鮮人質人、府内浦を出船。	A	竹島紀事、10月条
	11月1日	多田與左衛門一行、絶影島に到着。	A	竹島紀事、11/1
	11月2日	多田與左衛門一行、倭館着。朝鮮人訳官、書簡を写す。	A	竹島紀事、11/1
	11月19日	多田與左衛門、帰国する裁判・高橋八右衛門に11/19付国元への書簡を渡す。	A	竹島紀事、11/1
	12月5日	上記書簡への返事、于山島の記述有り。	A	竹島紀事、11/1
	12月2日	大谷藤兵衛願いにて、拝借銀4貫500目を遣わす	A	控帳、12/2
	12月10日	多田與左衛門、接慰官と東萊府使に書簡および漁民二人を渡す	A	竹島紀事、12/10
—	朝鮮人申口、朝鮮人2名の札の記載あり。	C	増補珍事録	
1694 肅宗20 元禄7	5月9日	竹島に向かうも、難風のため帰帆。この日、その旨を家老に届ける	A	控帳、5/9
	5月17日	竹島渡海の船頭、鳥取に参り、町会所にて取り調べを受ける	A	控帳、5/19
	5月19日	竹島渡海の船頭、取り調べを終え、米子へ出発。	A	控帳、5/19
	11月26日	大谷・村川の拝借金願いを受理せず。	A	控帳、11/26
1695 肅宗21 元禄8	12月24日	老中阿部豊後守より竹島に関する問い合わせ(「因州・伯州江付候竹嶋はいつの頃より兩國江附屬候哉」ほか7か条)。	B	竹嶋之書付
	12月25日	阿部豊後守へ12月24日の回答書を渡す(「竹嶋は因幡・伯耆附屬二ては無御座候へ」ほか6か条)。	B	竹嶋之書付
	—	元禄5～8年の渡海状況を記す(2か条)。	B	竹嶋之書付
1696 肅宗22 元禄9	1月18日	竹島渡海禁止の老中奉書。	B	竹嶋之書付
	同	竹島渡海禁止の老中奉書。	C	因府歴年大雑集、1/18
	1月25日	江戸留守居小谷伊兵衛が幕府へ、(1)米子より竹島への道程、(2)松島に関する事項(「松嶋は何れ之國江附屬候二ても無御座候由承候事」ほか4か条)、(3)竹島渡海の船子について書付を差し出す。	B	竹嶋之書付
	1月28日	幕府老中戸田山城守より、竹島渡海を禁ずる老中奉書を受け取る。御請につき、大久保加賀守へ報告。	A	御用人日記、1/28
	同	幕府、竹島渡海禁止を命じる。	C	因府年表、1/28
	同	竹嶋渡海禁止の老中奉書	C	竹島渡海由来抜書
	2月9日	鳥取藩主、渡海許可の奉書を幕府へ返上	B	磯竹島覚書
	5月20日	朝鮮船1艘、隠岐へ到着。	A	御用人日記、6/13
	3月18日	安龍福、朝鮮を船13艘で出発、夕方竹嶋へ着	A	村上家文書
	4月19日	大谷九右衛門宛河村彦十郎・蓮花寺五郎八書状	C	竹島渡海由来抜書
	5月15日	安龍福、竹嶋発 松嶋着	A	村上家文書
	5月16日	安龍福、松嶋発	A	村上家文書
	5月18日	安龍福、隠岐の西村着、中村へ入港	A	村上家文書
	5月19日	安龍福、隠岐の大久村かよひ浦に船懸り	A	村上家文書
	5月20日	安龍福、大久村へ入津	A	村上家文書
	5月21日	安龍福書付、飯米切れる	A	村上家文書
	5月22日	安龍福ら、上陸し百姓家に入居	A	村上家文書
	5月23日	中瀬弾右衛門・山本清右衛門、石州御用所へ朝鮮人一卷之書付を送る	A	村上家文書
	6月2日	隠岐代官より鳥取に朝鮮船来航の報。	A	御用人日記、6/13
	6月4日	朝鮮船、赤崎着。	A	御用人日記、6/13
	同	赤崎灘へ朝鮮船着岸。	C	因府年表、6/4
	6月5日	鳥取に朝鮮船赤崎着岸の報、御船手山崎主馬を赤崎に派遣。御目付平井金左衛門、都奉行2名に差配を指示	A	控帳、6/5
	6月5日	朝鮮船来航を報ずる飛脚鳥取から江戸へ発。	A	御用人日記、6/13
	同	朝鮮人らの赤崎到来を知らせる飛脚、江戸へ向け出発。	C	因府歴年大雑集、6/12
	6月6日	船手山崎主馬、朝鮮船と長尾鼻岬(鳥取市青谷町)で遭遇。青谷へ引き戻し、川口に入れ置く。船長安同知(安龍福)・李進士ら青谷専念寺にて藩儒辻権之丞(晩庵)と筆談。	C	因府年表、6/6
	6月6日	朝鮮国の「使船」、青谷に着船。	C	増補珍事録、6/6
	6月8日	普請奉行北村八兵衛ら、青谷に入港中の朝鮮人一行を連行	C	因府歴年大雑集、6/10
	6月10日	鳥取へ朝鮮国の「使者」11人來港の報。	C	増補珍事録、6/6
	6月12日	朝鮮人の儀につき、荒尾志摩宅で寄合。	A	控帳、6/12
	同	朝鮮船を賀露に移し、東禅寺宿所。	C	竹島考
	同	青谷の朝鮮人を賀露へ移し、東禅寺へ入れ置く。	C	因府年表、6/12
	同	朝鮮人、賀露へ移される。異説に6月4日とあり。	C	因府歴年大雑集、6/10

付録 安龍福 関連年表

年号	月日	記事	級	出典資料
1696 肅宗22 元禄9	同	朝鮮人らの赤崎到来を知らせる飛脚、江戸に到着。	C	因府歴年大雑集、6/12
	同	朝鮮人ら賀露へ移送。	C	増補珍事録、6/6
	6月13日	朝、鳥取からの飛脚到来。幕府老中大久保加賀守へ朝鮮人來着の届(第1報)。	A	御用人日記、6/13
	同	朝鮮人の赤崎到来を幕府へ報告する。	C	因府歴年大雑集、6/12
	6月14日	朝鮮人、青屋より加路の東禅寺へ移る。	A	控帳、6/14
	6月15日	朝鮮人の儀につき、荒尾志摩宅で寄合。加路での対応を徒頭・郡奉行に指示。	A	控帳、6/15
	6月16日	朝鮮船、青谷湊へ繋ぎ置かれ、あんひしやん(安龍福)ら青屋専念寺にて藩儒辻晩庵(権之丞)と筆談。	C	因府歴年大雑集、6/16
	6月21日	賀露から町会所へ移す。	C	竹島考
	同	朝鮮人を鳥取城下へ入れ、町会所へ差し置く。その後、幕府の沙汰により鳥取城下から子山池青島へ移す。	C	因府年表、6/21
	6/22以前	朝鮮船、青谷入港。専念寺にて平井金左衛門、藩儒辻晩庵ら取り調べを行い、「差て竹嶋訴訟の様も不相聞候旨」確認。	A	御用人日記、6/22
	6月22日	幕府老中大久保加賀守へ、(1)青屋入港の報、(2)朝鮮人を青屋より加路東禅寺へ移した事、(3)藩からの口上書と「朝鮮人書記」を届け出る(第2報)。長崎奉行諏訪兵部へ同様の報。	A	御用人日記、6/22
	6月23日	大久保加賀守、關役(江戸留守居)吉田平馬を呼び、(1)対馬藩通辞派遣の旨、(2)朝鮮人を加路東禅寺へ入れ置くことの禁止、(3)朝鮮人の長崎移送は海路にすべき旨を伝える。	A	御用人日記、6/22
	同	大久保加賀守、關役(江戸留守居)吉田平馬に、因幡で朝鮮人の訴訟を受けつけざるを得ないと伝える。	A	竹島紀事、6/23
	同	大久保加賀守、關役(江戸留守居)吉田平馬を呼び、(1)対馬藩通辞派遣の旨、(2)朝鮮人を加路東禅寺へ入れ置くことの禁止、(3)朝鮮人の長崎移送は海路にすべき旨を伝える。	C	因府歴年大雑集、6/16
	同	大久保加賀守、朝鮮人が隠岐国へ到着したことを対馬藩の留守居役へ伝え、通訳を依頼する。	A	竹島紀事、6/23
	同	対馬藩の鈴木半兵衛が鳥取藩の吉田平馬より朝鮮人が因幡へ来た詳細を聞く。	A	竹島紀事、6/23
	6月24日	大久保加賀守、關役吉田平馬に、書付を渡す。(鳥取へ送付)	A	御用人日記、6/22
	同	大久保加賀守、鳥取藩の吉田平馬と対馬藩の鈴木半兵衛に朝鮮人を長崎へ送ることや対馬藩から通訳を鳥取藩へ派遣するよう伝える。	A	竹島紀事、6/23
	6月26日	江戸より鳥取に朝鮮人に関する飛脚差し出し。	A	御用人日記、6/26
	7月16日	異国船に関する幕府奉書、御船手から浦々へ触れるよう指示	A	控帳、7/16
	7月17日	朝鮮人、子山池青島へ移送される。	C	因府歴年大雑集、6/10
	同	朝鮮人を子山池青島へ移す。	C	増補珍事録、6/6
	7月19日	鳥取藩主・綱清帰国。	A	控帳、7/19
	7月22日	和田瀨兵衛に朝鮮人作廻人を仰せ付ける。	A	控帳、7/22
	同	子山池の青島に入れ置いた朝鮮人、和田瀨兵衛に作廻人を仰せ付け。	A	御用人日記、7/22
	8月1日	米子大谷・村川へ竹島渡海禁制の奉書写を渡すよう、荒尾修理へ指示。	A	控帳、8/1
	同	竹島へ渡海禁制の旨、大谷甚吉、村川市兵衛に申し渡す。	A	御用人日記、8/1
	8月4日	7月25、26日江戸発の飛脚到来。江戸、大久保加賀守、朝鮮人を長崎に送らず、直接帰国させるよう指示。	A	御用人日記、8/6
	同	鳥取、平井金左衛門・辻晩庵、青島へ行き、帰帆すべき旨伝える。ただし、渴水により出船できず。	A	御用人日記、8/6
	8月6日	朝、朝鮮船加路を出港。同日、加路出港を江戸に伝える使者に広沢半右衛門が命じられる。	A	控帳、8/6
	同	朝鮮船加路を出港。平井・辻見届け。同日広沢半右衛門に加路出港を江戸に伝える使者の命。	A	御用人日記、8/6
	8月18日	夜、対馬藩より使者・通詞が用瀬に到着。朝鮮人帰国につき、鳥取城下へ来るにおよばない旨を伝える。	A	控帳、8/19
	同	対馬藩使者・通辞2人、用瀬まで来るも、帰す。	A	御用人日記、8/18
8月19日	18日の用瀬の件、同日に記録される。	A	控帳、8/19	
9月19日	朝鮮人応接につき、加路東禅寺住持へ白銀2枚、青屋医師斎藤徳元へ金子2切ずつを遣わす。	A	控帳、9/19	
10月16日	宗義真、卜同知と宋判事に日本人の渡海禁止を伝える。	A	竹島紀事、10月	
11月23日	村川に対し米子塩運上(年500目)の上納を認める。	A	控帳、11/23	
—	朝鮮人名、船旗の記載あり。	C	因幡志	
—	朝鮮人名、船旗の記載あり。	C	増補珍事録	
1697	1月10日	訳官両使、朝鮮へ帰着	A	竹島紀事、1/10
1698 肅宗24 元禄11	4月4日	竹島(薛陵島)を朝鮮領とし、日本人の渡海を禁じたことに対する礼曹参議から対馬藩への感謝の書簡を倭館へ渡す。	A	竹島紀事、4月
	6月10日	朝鮮の書簡を平田直右衛門が老中・阿部豊後守へ持参する。	A	竹島紀事、5月
	7月21日	朝鮮の書簡を將軍が了承したとの書状を阿部豊後守が宗刑部大輔へ渡す。竹島一件の国内処理完了。	A	竹島紀事、5月

付録 安龍福 関連年表

年号	月日	記事	級	出典資料
1716 肅宗42 正徳6	12月24日	藩医師齋藤徳元を藩より召し放され、以後町医者並御礼を仰せ付ける。	A	控帳、12/24
1722 景宗2 享保7	11月	幕府へ、(1)元禄9年の朝鮮人来航の顛末、(2)渡海禁止後の竹島串鮑献上について、(3)竹島の産物は人参と鮑、ミチ油である旨、(4)竹島の広さはわからない旨を回答。	B	竹嶋之書付
1724 景宗4 享保9	閏4月16日	幕府へ、竹島渡海に関する資料(書付と絵図)を提出。	B	竹嶋之書付
	閏4月28日	幕府勘定奉行寛播磨守より再度お尋ね。	B	竹嶋之書付
	5月1日	寛播磨守のお尋ねの内容を通達(竹島への道程、元禄5～8年までの竹島渡海の状況の質問ほか6か条)。	B	竹嶋之書付
	5月	閏4月28日の寛播磨守のお尋ねに対し回答提出(5か条)。	B	竹嶋之書付
1741 英祖17 寛保元	6月10日	長崎奉行所宛大谷九右衛門書状(長崎貫物問屋の儀につき)	C	竹島渡海由来抜書
	12月18日	護法院宛万里小路民部書状	C	竹島渡海由来抜書
	12月27日	大谷九右衛門宛万里小路民部書状	C	竹島渡海由来抜書
1744 英祖20 延享元	8月22日	大谷九右衛門宛牛尾金右衛門・上村惣右衛門書状(在国中お目見えにつき)	C	竹島渡海由来抜書
1747 英祖23 延享4	4月11日	大谷九右衛門宛 牛尾金右衛門書状	C	竹島渡海由来抜書

出典: 竹島問題研究会『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』, 加筆・再構成

안용복 사건에 대한 검증

2007年 12月 27日 印刷

2007年 12月 31日 發行

編輯兼 李 正 煥
發行人

發行處 韓國海洋水產開發院
서울특별시 서초구 방배3동 1027-4

전 화 2105-2700 FAX : 2105-2800

등 록 1984년 8월 6일 제16-80호

組版·印刷/서울기획문화사 2272-1533 정가 15,000원

판매 및 보급 : 정부간행물판매센터 Tel : 394 - 0337